

第三次
加美町男女共同参画プラン
案

令和 8 年 1 月

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の基本目標	3
5 計画の体系	5

第2章 男女共同参画の推進に関する施策

基本目標I 家庭における男女共同参画の実現	6
基本目標II 地域防災における男女共同参画の実現	11
基本目標III 職場における男女共同参画の実現	12
基本目標IV 教育の場における男女共同参画の実現	15
基本目標V 地域における男女共同参画の実現	17
基本目標VI 社会全体における男女共同参画の実現	19

第3章 計画の推進

1 町民及び諸団体との連携	21
2 庁内推進体制の整備	21
3 宮城県との連携	21
4 相談体制の充実	21
5 計画の進行管理	21
6 加美町男女共同参画プランの目標値	22

参考資料

【1】 加美町の現状	25
第二次加美町男女共同参画プラン目標値の推移	
統計データに基づく町の状況	
町民意識調査からみえる町の現状（抜粋）	
【2】 男女共同参画社会基本法	38
【3】 宮城県男女共同参画推進条例	45
【4】 加美町男女共同参画推進委員会設置要綱	51
【5】 加美町男女共同参画推進本部設置要綱	52
【6】 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要	53
【7】 用語の解説	54

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

本町における男女共同参画の取組みは、*男女共同参画社会基本法に基づき、平成19年3月に「加美町男女共同参画プラン」（目標年次：平成26年度）、平成29年3月に「第二次加美町男女共同参画プラン」（目標年次：令和6年度）を策定し、男女共同参画の推進に関する施策を推進してきました。この間、「男女共同参画社会の実現」への取組みは、徐々に広がりを見せてはいるものの、町内全域に浸透しているとは言い難く、男女共同参画社会の実現に向けては、なお多くの課題が残されています。

また、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が成立し、令和4年には一般事業主行動計画の策定・届出義務及び情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者数101人以上の事業主に拡大するなど、社会情勢に変化が生じています。

本計画の上位計画である第三次加美町総合計画では、「男女共同参画の推進」が位置付けられており、「*ダイバーシティ（多様性）の推進による生きやすい社会の環境整備」の展開などが求められています。

本計画では、これまでの計画に基づいて進めてきた施策の成果及びその課題や社会情勢の変化を踏まえつつ、引き続き、男女が性別による固定的役割分担意識にとらわれずに、互いを尊重し、対等な立場で社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本町における男女共同参画に関する行政運営の指針であるとともに、町民や企業、地域社会が一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取組むための指針となるものです。

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、市町村の基本計画です。
- (2) 同法に基づく国及び県の「男女共同参画基本計画」を勘案して策定しています。
- (3) 第三次加美町総合計画（たのしく げんきな みんなのかみまち）の目標達成のための個別計画です。
- (4) 本計画のうち「基本目標III 職場における男女共同参画の実現」の項を中心に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置づけます。

3. 計画の期間

第三次加美町総合計画（令和7年～令和16年）との整合性を図るため、また、総合計画の見直し時期と合わせるため、計画期間を、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行います。

4. 計画の基本目標

基本目標I 家庭における男女共同参画の実現

基本目標II 地域防災における男女共同参画の実現

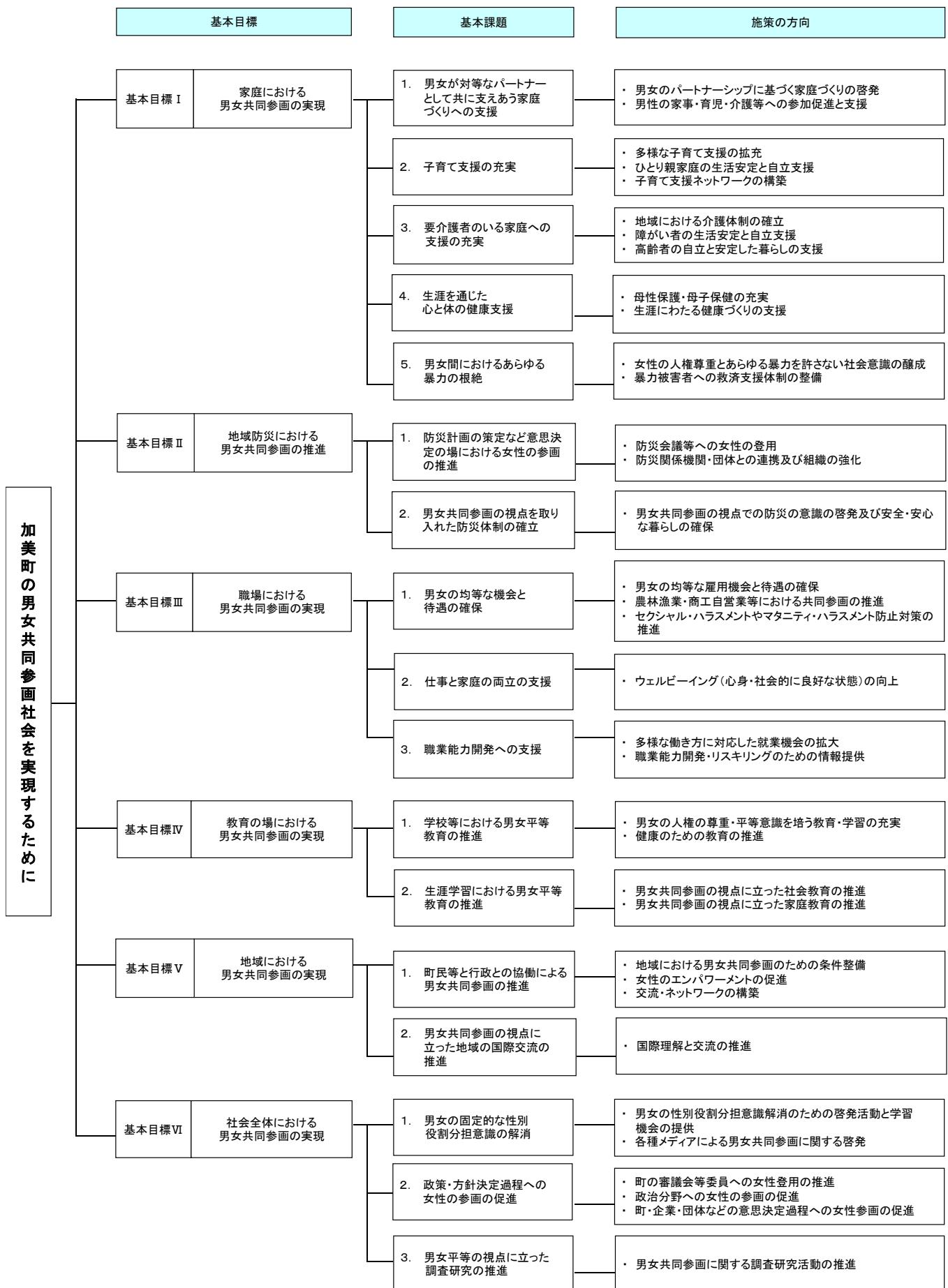
基本目標III 職場における男女共同参画の実現

基本目標IV 教育の場における男女共同参画の実現

基本目標V 地域における男女共同参画の実現

基本目標VI 社会全体における男女共同参画の実現

5. 計画の体系



第2章 男女共同参画の推進に関する施策

基本目標Ⅰ 家庭における男女共同参画の実現

家族を構成する男女が、家庭内での相互理解およびコミュニケーションを深めるとともに、「互いの人権を尊重し合い、家庭生活における責任と役割を共に担う」という意識の啓発に努めます。また、家事・育児・介護等への男性の積極的な参加促進などを通して、男女が協力し合いながら、役割と責任を平等に担う家庭づくりを進めます。

■基本課題1 男女が対等なパートナーとして共に支え合う家庭づくりへの支援

家庭づくりの基本は、男女が対等なパートナーとして、お互いの人格と人権を尊重しつつ協力し支え合うことです。家族が、コミュニケーションを図ることにより、互いに理解を深め、協力し合いながら、家事等についてそれぞれの責任を平等に担っていくことができるような意識づくりが必要です。それと共に、家事や子育てなど様々な問題や不安を解消するための社会的支援の整備も必要です。

【施策の方向】

(1) 男女のパートナーシップに基づく家庭づくりの啓発

男女がそれぞれの個性や能力を十分に尊重し、夫婦・パートナーとして、共に協力し合いながら責任を担うことができる家庭づくりのための啓発活動や、家庭づくりに関する情報提供および学習機会の充実を図ります。

○ 家庭における男女共同参画の促進に向けた啓発活動の促進

(2) 男性の家事・育児・介護等への参加促進と支援

固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男性が家事・育児・介護などへ参加することは、少子高齢化への対応という観点からも重要です。家事・育児・介護などへの参加についての男性への意識啓発と、情報提供や学習機会の充実を図ります。

○ 男性のための家事・育児・介護等の講座の開催

○ 父と子の活動機会の充実

■基本課題2 子育て支援の充実

出生率の低下と少子化、女性の社会進出、さらには家族形態の変化など、子育てをめぐる環境は大きく変化してきています。しかし、町民意識調査の結果をみると、夫婦による日常的な役割分担では、家事全般については「妻が中心に行っている」が7割近くを占め、子どもの世話については「夫婦同程度行っている」が4割となっています（「該当なし」を除いた場合）。

次世代を担う子どもたちを健やかに産み育てながら、男女が共に安心して仕事や社会活動を行うためには、男女が協力し合い家庭での役割と責任を担うとともに、社会全体で子育てに取り組むことが必要です。

また、ひとり親家庭や核家族の増加等、孤立した中で子育てを行っているために育児不安を訴える人も少なくありません。これまで以上に、多様化する子育てのニーズへの的確な対応をめざし、子育てに関する情報提供や多様な保育サービス、身近な子育て支援、相談機能を充実させる

ことが必要です。子育てに地域全体で取り組んで行けるような環境整備を推進します。

【施策の方向】

(1) 多様な子育て支援の拡充

加美町子ども・子育て会議等での検討を踏まえ、子育てを地域全体で支援していくための環境の整備が一層求められています。仕事と子育ての両立の負担感を軽減するために、延長保育等の拡充や地域コミュニティにおける子育て支援体制の構築を図り、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービスの充実を図ります。

また、保健・医療・教育・地域づくりなど、総合的な視点から子どもが健全に成長できる環境の整備を進めます。

- 保育サービスの充実
- 子育て支援サービスの充実
- 児童健全育成事業の推進
- 児童虐待防止対策の推進

(2) ひとり親家庭の生活安定と自立支援

ひとり親家庭では、生計の維持と家事に加え、育児もひとりで担うことから、経済的にも精神的にも様々な不安や問題を抱えている人が少なくありません。安心して子育てをしていくために、経済的な安定や、家事、育児などの生活上の課題解消のための支援が必要です。

- 各種助成制度等の経済的支援の充実
- 生活上の課題解決のための情報提供と相談体制の充実

(3) 子育て支援ネットワークの構築

保育サービスへの多様なニーズに対応するために、育児相談や子育サークルの育成支援など、子育て支援センターの拡充と機能の充実を図ります。また、地域全体で子育て支援を積極的に展開するネットワークづくりを進めます。

- 子育て自主サークル等への活動支援および人材の育成

■基本課題3 要介護者のいる家庭への支援の充実

年齢にかかわらず、だれもが社会の構成員として、生き生きと暮らしたいと願っています。本町では高齢者人口が年々増加し、高齢者人口は8,255人、高齢化率は40.02%になっており（令和7年9月末現在）、寝たきりの高齢者や介護を必要とする障がい者も年々増加しています。

介護等の担い手に関して、町民意識調査の結果によると、「家族の介護・老親の世話は妻が中心」と答えた人の割合が6割近くを占め、「夫が中心」（6.6%）、「夫妻同程度」（28.7%）と答えた人の割合を、はるかに上回っています（「該当なし」を除いた場合）。依然として、「介護」が女性の負担になっていることは否めません。

家族の一部や女性のみに介護の負担が集中しないように、介護を必要とする方のための施設保謹、介護事業などの支援体制を整備するとともに、男女が共に協力し合える関係づくりを進め、社会に出て働きながらでも介護ができる支援体制や、福祉サービスの拡充に取り組むことが必要です。

また、高齢期の男女や障がいのある男女が社会とつながりを持つために、その経験や知識、能力を生かして、仕事や趣味、社会活動に積極的に参加・参画していくことも大切です。年齢や障

がいの有無に関わらず、男女が生き生きと安心して暮らせるような機会の提供と支援に努めます。

【施策の方向】

(1) 地域における介護体制の確立

介護保険サービスや、介護に関する情報提供や相談体制の充実に努め、介護保険制度の円滑な運営を図る必要があります。

また、地域で高齢者を支えるという意識の醸成を図りながら、男性も介護に携わることができるように、介護研修等の実施と介護に関わる人材の育成・確保に努めます。

- 介護保険制度の円滑な運営
- 地域全体で高齢者を支える意識の醸成
- 家族介護者への支援
- 男性対象の介護研修会等の開催
- 介護を担う人材の育成・確保

(2) 障がい者の生活安定と自立支援

障がいのある男女が、住み慣れた地域社会の中で、生き生きとした生活が送れるよう、各種サービスの充実を図るとともに、障がい者に配慮したまちづくりを進めます。

また、障がい者の就労や社会参加の促進のための啓発活動や、地域住民との交流を促進します。

- 障がい者に配慮したやさしいまちづくりの推進
- 社会参加の促進と支援
- 地域住民との交流機会の充実

(3) 高齢者の自立と安定した暮らしの支援

急速に高齢化が進行する中で、男女が自立し、生きがいを持った高齢期を迎えることが望まれています。高齢者が就労や様々な社会活動へ積極的に参加するとともに、地域社会の中で安心して自立した生活が送れるよう、生きがい・健康づくりなど、高齢者の社会参加に対する男女共同参画の視点に立った支援を促進します。

また、各種のサービスの提供により、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態の予防を図ります。

- 高齢者保健福祉事業の推進
- 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進

■基本課題4 生涯を通じた心と体の健康支援

1994（平成6）年の世界人口・開発会議において、*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の概念が提唱されました。これは、女性の身体や性の問題を、健康と人権という観点から保障しようとするものです。とりわけ女性は、妊娠や出産のためのしくみが備わっているため、男性とは異なる健康上の問題に直面することもあります。

女性が生涯を通して健康を保持できるよう、その身体機能に対応した健康管理と、性に関する自己決定権を含め「自らの健康は自らがつくり守る」という意識が高められるように支援を行っていくことが大事です。同時に、男女共に、生涯のライフステージに応じた心身の健康維持と健康づくりが図れるよう、健康診断や健康相談、予防対策、性教育の充実などの取り組みを支援していきます。

【施策の方向】

(1) 母性保護・母子保健の充実

女性が生涯を通じて、健康で、かつ、安心して社会参加・参画するためには、母性の保護や女性特有の健康問題への配慮を社会全体の共通認識にしていくとともに、一人ひとりが、性と健康管理に関する知識を十分に備え自己管理ができるようになることが大切です。

女性のライフステージに応じた健康づくりの支援体制の整備を図り、男女がそれぞれの心身の特徴を十分に理解し合い、性や妊娠等に関する健康について主体的に決定できるように、学習機会と情報を提供します。

- 母性保護の重要性と正しい認識のための啓発
- 妊娠・出産にかかる母子保健体制の充実
- ライフステージに応じた心身の健康支援に関する情報の提供と相談の充実

(2) 生涯にわたる健康づくりの支援

男女一人ひとりが生涯にわたって、自立した生活を送るための力を身につけることができるよう、健康づくりへの支援を図る必要があります。「自分の健康は自分でつくる」ためにも、まず、自分の身体のことを熟知する必要があります。

そこで、健康に関する情報提供や正しい知識の普及啓発など、生涯にわたる健康管理のためのサービスに努めるほか、様々なストレスや性に対する不安などに応える相談機能の充実を図り、すべて人が地域社会の中で健康に生活できる環境づくりを推進します。

また、意欲や能力に応じて社会との係わりを持ち続け、スポーツやレクリエーション活動を楽しみ、生き生きと生活できるような環境づくりを進めます。

- 健康管理意識の啓発
- 保健施策の総合的な推進
- 健康づくりの機会の提供
- 健康管理に関する相談体制の充実

■基本課題5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

夫婦間やパートナー間での女性に対する暴力*（ドメスティック・バイオレンス（D V））は、ときには犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。家庭内という親密な関係の中で行われることが多いため、外部から発見するのは困難であり、次第に暴力がエスカレートして被害が深刻化しやすい傾向にあります。

また、近年は、配偶者以外の恋人や交際相手からの暴力、いわゆる「デートD V」も問題となっています。

国では平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し、暴力をなくすための取組みや被害者救済のための対策が図られています。

D Vに対する正しい知識を広め、女性に対するあらゆる暴力をなくすための意識啓発に努め、被害者が相談しやすい体制を整えるとともに、関係機関との役割分担と相互連携を強化し、被害者への救済体制の充実を図ります。

【施策の方向】

(1) 女性の人権尊重とあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

配偶者やパートナーからの暴力は人権侵害であるという認識を浸透させ、あらゆる暴力を許さない社会をつくることが重要です。暴力を許さない意識の醸成に努めます。

○ 暴力を許さない意識醸成のための啓発活動の推進

(2) 暴力被害者への救済支援体制の整備

家庭・職場・地域などで様々な悩みを抱える女性が気楽に利用できる相談体制の充実が求められます。被害者の保護や自立支援のための体制強化に努めます。

○ 暴力被害等の相談体制の充実

○ 緊急一時保護及び自立支援体制の強化

基本目標Ⅱ 地域防災における男女共同参画の推進

防災に当たっては、あらゆる場・組織での女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた体制を確立させ、今後の防災施策に反映させる必要があることから、地域防災計画の作成や防災会議における女性の意見等を反映できる体制づくりを図っていきます。

また、災害の発生した際の避難所運営に、男女双方がリーダーとして参画し、男女共同参画の視点に立った運営がなされるよう、避難所運営マニュアルの整備を進めていきます。

■ 基本課題1 防災計画の策定など意思決定の場における女性の参画の推進

東日本大震災の経験を踏まえ、多様な視点を反映した防災対策の実施により、防災力向上を図るために、政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが求められています。

【施策の方向】

(1) 防災会議等への女性の登用

防災分野への女性の参画促進の重要性を認識し、女性の意思及び意見を公正に反映させるため、町の防災会議等への女性の登用を図ります。

- 防災会議等への女性の登用
- 災害時における女性の自主防災指導員及び女性リーダーの育成

(2) 防災関係機関・団体との連携及び組織の強化

防災における女性の参画拡大のため、関係機関や団体と連携し、女性が活動しやすい環境を推進します。

■ 基本課題2 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

東日本大震災での被災者支援等における男女共同参画の状況調査によれば、大震災以前に策定した避難所運営マニュアルや災害時物資の備蓄については、「女性や乳幼児を持つ家庭のニーズと安全面への配慮」、「大規模災害時における避難生活の長期化」という二つの視点が不足していましたことが明らかになりました。

大震災の教訓を活かし、女性を始め地域の多様な生活者のニーズを反映した、誰にとっても安心・安全な暮らしを確保することが求められます。

【施策の方向】

(1) 男女共同参画の視点での防災意識の啓発及び安全・安心な暮らしの確保

東日本大震災を教訓として、男女共同参画の視点での防災に関する意識の啓発を行うとともに、安全でかつ安心して暮らせるような相談・支援体制の整備を行います。

- 防災意識の啓発および相談・支援体制の整備

基本目標Ⅲ 職場における男女共同参画の実現

男女が平等に、自己の能力に応じた雇用の機会と待遇を得られことが、男女共同参画社会の条件の一つです。

労働環境の改善や能力開発の機会の充実を図り、就業において男女が個人の能力を十分に発揮できる環境づくりを進めるとともに、仕事と家庭生活の両立が可能な環境づくりを目指します。

■ 基本課題 1 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

女性の働き続けることに対する意欲は年々高まり、法律の整備も着実に進められてきました。平成27年9月に閣議決定された「女性の職業生活における活躍推進に関する基本方針」によれば、女性の職業生活における活躍の推進とは、すなわち自らの意思によって働き又は働くとする女性がその思いを叶えることであると示しています。

しかし、女性を取り巻く就業環境は、賃金格差や結婚、出産時の退職慣行などが依然として残り、女性が能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができるという状況にはありません。

そこで、男女間での不平等な待遇や、*セクシュアル・ハラスメント、*マタニティ・ハラスメントなどの諸問題の解決、女性が働き続けられるための能力開発への意識啓発など、女性が働きやすい労働環境づくりに努めます。

また、農林漁業・商工自営業等では、女性の経営上の位置付けを明確化し、経営への参画や起業のための環境整備に努めます。

【施策の方向】

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

女性の就労環境は「*男女雇用機会均等法」など法律の整備により大きく改善されてきましたが、実際の運用については十分に浸透しておらず、採用・賃金・昇給・昇格などの面で、男女の差は依然として残っています。

事業主に対して「男女雇用機会均等法」や「*労働基準法」などの内容の周知を図り、雇用差別をなくすよう意識啓発を行うとともに、母性保護の立場に立った就業条件が確保されるよう、関係機関との連携のもとに周知徹底を図ります。

また、非正規雇用労働者等の働き方に見合った待遇改善の推進に努めます。

○ 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の周知徹底

○ 労働・就業に関する相談体制の充実

○ 企業における女性の管理職等への登用と職域拡大（再掲）

(2) 農林漁業・商工自営業等における共同参画の推進

農林漁業・商工等自営業に従事している女性は、事業の重要な担い手であるにもかかわらず、職場と家庭の分離が不明確になりがちであることなどから、仕事の貢献に対する正当な評価が与えられていない場合が少なくありません。女性が対等なパートナーとして経営活動及び方針決定に関わっていくための意識の啓発に努めます。また、「食」をはじめとした地域資源を基盤に起業を希望する女性への、情報提供及び支援を推進します。

○ 女性の経営参画を促進するための意識啓発及び支援

- 起業に関する情報提供・相談及び支援
- *家族経営協定締結の促進

(3) セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止対策の促進

職場におけるセクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントは、依然として多数発生しているため、その対策には、粘り強く取り組んでいく必要があります。

安心して働く環境をつくるには、事業主等に対し、未然防止についての周知・啓発を図るとともに、職場環境の改善を促す必要があります。また、相談・苦情に適切に対応できるよう相談体制の充実に努めます。

- セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止の啓発

■基本課題2 仕事と家庭の両立支援

出産や育児、介護を理由に仕事を辞める女性は依然として少なくありませんが、女性の意識の変化及び厳しい経済状況を反映し、働くことを希望する女性が増えています。

また、少子・高齢化が進展する中、*育児・介護休業制度についての法整備等が進められていますが、職場によっては、育児・介護休業等を取得し難い雰囲気があること及び育児をしながらの就業が困難な環境も指摘されています。男性の育児休暇の取得促進、長時間労働の抑制、有給休暇の取得促進など、従来の働き方を見直しつつ、*ウェルビーイング（心身・社会的に良好な状態）の向上を図ることが必要です。育児と仕事を両立することができる職場環境の確立は、家庭における環境の改善にもつながります。

【施策の方向】

(1) ウェルビーイング（心身・社会的に良好な状態）の向上

多様な働き方を選択することができるような労働環境の整備、長時間労働の抑制等働き方の見直し、男性の家事・育児への参画など「男性の家庭進出」を推進し、仕事と生活の調和に関する意識の啓発を進めます。

- 育児・介護休業制度などの普及拡充および育児・介護休業制度を利用しやすい環境づくりの促進
- 仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発

■基本課題3 職業能力開発への支援

就職や転職を希望する女性への雇用状況は、正社員や派遣社員、契約社員、在宅勤務など、多様な雇用形態や勤務形態が見られ、起業する女性も少なくありません。このような状況の中で女性に求められる職業能力も、従来とは異なるものが期待されるようになってきています。

女性が、個性と能力を発揮し、安心して働くためには、多様な雇用・勤務形態に対応した就業条件の整備が必要です。また、職業生活に必要な様々な資格や技術の習得への支援や、新しい働き方の可能性を見いだせるような情報の提供も、関係機関と連携して推進していくことが必要です。

【施策の方向】

(1) 多様な働き方に対応した就業機会の拡大

女性の就労形態は、自営業やフルタイム労働、パートタイム労働、派遣労働だけでなく、*テレワーク（在宅勤務）のほか、起業、フリーランス、副業・兼業など多様化が進んでいます。出

産、育児等のライフイベントによるライフステージの変化に合わせて働き方を変えるなど、生涯を通じて本人の希望に応じた多様な働き方を選択できることが望ましいと考えられます。

こうした多様な形態で働く女性等に対する適切な情報の提供と、学習機会の充実に努めます。

- 就業および起業等に関する相談・情報提供の充実

- 就業に関する学習機会の充実

(2) 職業能力開発・*リスクリキングのための情報提供

就職・再就職を望む女性が、職業選択の幅を広げ、円滑に就職できるよう情報提供や資格取得に役立つ講習会等の情報提供に努め、職業能力の開発や支援に努めます。

- 資格や技能取得のための情報提供

基本目標Ⅳ 教育の場における男女共同参画の実現

家庭、学校、社会などにおける教育や学習は、男女の平等意識や人権の尊重意識を根づかせる上で重要です。固定的な性別役割分担意識にとらわれることのない、男女平等の視点に基づいた指導や学習支援を行います。

■基本課題1 学校等における男女平等教育の推進

男女平等意識の形成には、生まれた時からの育てられ方や受けてきた教育が大きく関わっています。次世代を担う子どもたちが、性別にとらわれずに、一人の人間としてお互いの個性を尊重する男女平等意識の浸透を図るために、学校等における男女平等の視点に立った教育の推進や、男女共同参画について学ぶことができる機会の提供が重要になります。

【施策の方向】

(1) 男女の人権の尊重・平等意識を培う教育・学習の充実

幼稚園や保育所、学校は、子どもの生き方や考え方大きな影響を与える場です。そのため、学習・進路指導など、学校生活全般において男女平等の理念に基づいて行われることが必要です。

特に人権に関する教育、性教育、道徳教育などの充実を図り、全教育課程を通して、男女が互いに尊重し、理解し合い、協力して生きていく力を身につける教育に努めます。あわせて、多様な性に関する情報提供も行います。

- 地域と学校が協働で取り組む男女平等の意識づくり
- 男女の人権の尊重・平等意識、多様な性についての教員・保護者への啓発
- 男女平等、共同の視点に立った生活、学習、進路指導及び教材等の充実

(2) 健康のための教育の推進

児童・生徒の様々な心身の問題に対応するため、学校における健康のための教育の充実を図るとともに、児童・生徒がそれぞれの健康及び性に関する正しい知識や情報を身につけられるよう、発達段階に配慮しながら取り組んでいきます。あわせて、多様な性に関する情報提供も行います。

また、性的指向・性自認に関する悩みを抱える児童・生徒に対し、適切かつきめ細かな対応を行っていきます。

- 性に関する学校や社会での教育・学習機会の充実および相談体制の整備

■基本課題2 生涯学習における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現にとって、学校はもちろんのこと、家庭、地域、職場での教育・学習活動の果たす役割が大きく、基本的人権の尊重について男女が共に学ぶ場、意見交換する場を創出し、男女の相互理解を図ることが重要です。あわせて、多様な性に関する情報提供も行います。

【施策の方向】

(1) 男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

人権尊重と男女平等の意識を高めるには、多様な学習と交流の機会を提供する生涯学習の充実が重要になります。多くの町民が、男女共同参画社会についての知識と理解を深める学習機会の充実に努め、男女が共に、ゆとりある、多様で主体的な生き方を選択できるように、各世代に即

した生涯学習やスポーツ活動、能力向上の機会の提供に努めます。

また、これまで培ってきた職業等の技能や経験、学習の成果などを、社会教育施設や地域社会でボランティア等として活用できるようにすることは、男性の地域への参加という視点からも重要です。

- 男女共同参画についての学習機会の提供
- 社会教育指導者・支援者の育成
- 生涯にわたる学習・スポーツ活動の機会の充実
- 社会教育に関する情報提供の充実
- これまでの経験や学習の成果を活用したボランティア活動の推進

（2）男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

保護者の「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）」のとらえ方が子どもの考え方には大きな影響を及ぼすことから、家庭においても男女平等意識に根ざす教育が求められます。それを実現させるには、保護者が自らに備わったジェンダー意識に気付き、それにとらわれない生き方を自ら実践し、子どもに教えることが必要になります。

そのため、男女共同参画の視点に立った家庭教育に関する情報の提供や相談体制の充実強化とともに、家庭教育のための学習機会の提供を行います。あわせて、多様な性に関する情報提供も行います。

- 男女共同参画の視点に立った家庭教育のための学習機会の提供

基本目標V 地域における男女共同参画の実現

少子・高齢化及び人口の減少が進む中、地域は、家庭と共に身近で重要な生活の場であることから、年代・性別、障害の有無、国籍等に関わらず、全ての町民が安心して住み続けることができる地域づくりをめざします。

また、活力ある豊かな地域社会の実現のため、町民が、性別にかかわらず、様々な地域活動に積極的に参画し、共に責任を担っていくような環境整備を推進します。

■基本課題1 町民等と事業者と行政との協働による男女共同参画の推進

男女共同参画に関する地域の取組みは、徐々に広がりを見せていましたが、まだ十分とは言えません。

また、自治会等の地域活動への参画は、年代及び性別の偏りが見られ、方針決定過程に関わる女性の割合は、未だ低い状況にあります。

いわゆる核家族化、高齢化及びライフスタイルの変化などにより、地域のつながりが弱まる中、経済的基盤の弱い高齢者や障害者、孤立につながりやすい単身世帯など、経済面や家事・健康管理等の生活面での支援を必要とするケースが増加しています。

男女共同参画社会の実現のためには、町民一人ひとりがその意義を十分理解し、自らのこととして主体的に取り組むとともに、町民と事業者と町が連携することが不可欠です。

町は、町民等の主体的な活動を奨励・支援し、町民ニーズの把握とともに、活動拠点の確保に努め、それぞれの役割と責任を果たしながら協働して男女が共に地域活動に取り組めるように働きかけを行います。

【施策の方向】

(1) 地域における男女共同参画のための条件整備

男女が共に地域活動に参加・参画できるようにするには、ボランティア活動などの地域活動への積極的な参加を促す啓発活動や情報の提供を行うとともに、地域の各種団体の活動を支援するための体制の整備を図る必要があります。

また、事業には、地域活動における男女共同参画の推進に積極的に取り組むように理解と協力を求めていきます。

- 地域活動への共同参画促進のための啓発
- 地域活動への積極的参画に向けた意識啓発
- 町民活動に対する支援体制の整備
- 事業者等への男女共同参画に関する意識啓発

(2) 女性のエンパワーメントの促進

女性が、主体性を持って幅広い分野に積極的に進出していくことは、地域に活力をもたらし新しい社会づくりに貢献することになります。

そこで、リーダーを養成するための女性リーダー養成講座、女性の能力開発や人材育成を目的とした人材育成講座などの学習機会を提供し、女性が社会進出できるようにエンパワーメントを図ります。

- 女性のエンパワーメントを高める機会の提供

(3) 交流・ネットワークの構築

町民や事業者の理解を得ながら協働で男女共同参画社会づくりを進めるには、町内の各種団体、事業者などの関係機関のネットワーク化を図り、交流や情報交換の場を設け、一体となって活動に取り組む必要があります。

○ 男女共同参画関係団体のネットワーク化の推進

■基本課題2 男女共同参画の視点に立った地域の国際交流の推進

国際化の進展に伴い、在留外国人の数は増加しており、その国籍も多様化しています。特に、日本人の配偶者として暮らす外国人については、コミュニケーションの問題や文化的背景の違いなどにより、外国人配偶者本人の困難はもとより、家庭における問題が増加し、複雑化する場合も多いことから、適切な支援が求められています。

【施策の方向】

(1) 国際理解と交流の推進

本町には233人（令和7年9月末現在）の外国人が居住しており、その数は年々増加傾向にあります。

身近な場面での国際化が進む中、各国の女性が互いに抱えている問題を共有し、相互に協力しつつその解決を図ることが期待されます。

女性問題を国際的な視点で取り組むため、外国人の人権尊重教育や国際理解及び平和のための学習など、啓発事業の充実や女性の国際交流を推進するとともに、町内外外国人の支援の充実を図ります。

○ 国際交流事業の充実

○ 町内在住外国人女性に対する情報提供と相談体制の整備

基本目標VI 社会全体における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会の実現の基礎となるものであり、あらゆる分野において女性の意見及び考えを反映させることができるように、女性の参画を拡大し、男女平等・男女共同参画の視点に立った社会組織・制度を構築します。

また、男女を問わず、あらゆる年代が男女共同参画をそれぞれの身近な問題として認識するよう、効果的な普及啓発活動を推進します。

■基本課題1 男女の*固定的な性別役割分担意識の解消

「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的な性別役割分担意識は、長い間に植え付けられてきただけに簡単に解消できるものではありません。現在も残る制度や慣習・慣行、しきたりなどにみられる固定的な性別役割分担意識、さらには「女らしさ」「男らしさ」といった「社会的・文化的に形成された性別（*ジェンダー）」に基づく固定観念は、家庭、職場、地域などあらゆる場面で、男女共同参画の妨げになっています。

「*男女共同参画社会」の実現のためには、これまでの制度や慣習・慣行、しきたりを見直し、男女が共に社会のあらゆる分野において責任を担い、参画できる環境を整備するとともに、固定的な性別役割分担にとらわれない意識づくりのための積極的な啓発活動が必要です。

【施策の方向】

（1）男女の性別役割分担意識解消のための啓発活動と学習機会の提供

日常生活の中において、個人の能力や資質が尊重されることなく性によって役割を固定化する考え方は、あらゆる分野で根強く残っています。これは、女性の主体的な生き方を妨げるだけでなく、男性の生き方をも束縛しています。

そこで、男性優位の考え方や社会のシステムなどを見直し、意識改革をすすめるために、男女共同参画の視点に立った講座及び講演会を開催します。

- 男女共同参画に関する各種講座や講演会、学習機会の拡充
- 各種行事等に男女が参画しやすい環境整備の促進

（2）各種メディアによる男女共同参画に関する啓発

日常生活の中に根強く残っている性別による役割分担意識に基づく慣行・固定観念の解消を目指し、多様な手段を用いて広報・啓発活動を行います。

- 役割分担意識に基づく慣行・固定観念の見直しを図るための、広報誌、ホームページ等による啓発活動の強化

■基本課題2 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

政策・方針決定の場面に男女が平等に*参画することが、男女共同参画社会の基本の一つです。しかし、現在、企業・団体・行政・地域社会等の様々な分野で活躍する女性が増えているものの、依然として、政策や方針決定の場面に参画する女性の比率は低いままです。

そこで、町の審議会などの委員や町職員・企業などでの管理職に、女性を積極的に登用することなどにより、社会の様々な分野において女性の意見が反映され、能力が発揮できるように努め

ます。一方、女性の「政策にかかる意欲と能力」を十分に育てるための機会を充実します。

【施策の方向】

(1) 町の審議会等委員への女性登用の推進

社会の構成員の半数を占める女性の意思及び意見を公正に反映させるため、また、社会・組織の今後の活性化には、女性の多様な視点及び様々な能力の活用が欠かせないことから、町の審議会等委員への登用及び政策・方針決定過程への女性の参画を引き続き推進していくとともに、事業者等に対しても情報提供等により、管理職・役員への女性の登用の重要性及び必要性の理解の促進を図ります。

- *女性のエンパワーメント学習機会の充実
- 各種審議会等への女性の登用推進
- 女性登用ゼロ委員会の解消

(2) 政治分野への女性の参画の促進

町の政策や方針に、町議会議員として女性の立場や意見を反映させていくことは、町づくりの大きな原動力になります。女性が、政治の場で活躍できるような社会風土づくりや町政への女性の参画を促進するため、啓発活動を推進します。

- 政治分野に関する広報・啓発活動の充実

(3) 町・企業・団体などの意思決定過程への女性の参画の促進

行政においても、産業界や各種団体においても、政策方針や意思決定の場への女性の参画は少なく、また、実際の活動の大部分を女性が担っている地域活動においても、リーダーや役員など意思決定に影響力のある地位には、依然として男性が着く場合が多くなっています。

バランスのとれた社会を形成していくためには、男女のどちらかの性に偏るのを避けるため *積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組むことを奨励し、町が地域における男女共同参画の先導役として、行政での意思決定過程への女性の参画を積極的に進めるとともに、あらゆる職場等での意思決定過程に、女性が参画できるよう啓発活動等を充実させます。

- 町職員における女性の管理職等への登用と職域拡大
- 企業における女性の管理職等への登用と職域拡大

■基本課題3 男女平等の視点に立った調査研究の推進

男女共同参画に関する施策を効果的なものにするため、各行政分野の施策や事業の内容が、男女の平等・共同参画の視点を踏まえたものになっているかなどについて常に点検・評価し、また調査研究を行って、その結果や成果を施策に反映させます。

(1) 男女共同参画に関する調査研究活動の推進

男女共同参画に関する意識調査や各種統計調査による実態把握に努めると共に、調査結果や国内外の動き、他自治体の取組み等を収集・整理し、それらを基に町の男女共同参画の推進のあり方について研究を行います。また、まちづくりを担う町職員が、男女共同参画の視点を持って各分野の施策や事業に取り組むことができるよう研修の実施に努めます。

- 男女共同参画に関する調査研究および職員研修の充実

第3章 計画の推進

1. 町民及び諸団体との連携

- 「地域で進める男女共同参画づくり」の認識を深めるための啓発活動を町民、事業者、行政が連携して行います。

2. 庁内推進体制の整備

- 庁内組織である「男女共同参画推進本部」において、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について進行管理を行うとともに、横断的な調整・検討を行うなど、全庁をあげて施策を推進します。
- 学識経験者や町内各種団体の代表者などで構成する「加美町男女共同参画推進委員会」は、町からの求めに応じて男女共同参画の推進に関する事項について調査研究を行い、助言や提言を行います。
- 職員を対象に男女共同参画についての研修を実施し、意識の啓発に努めます。

3. 宮城県との連携

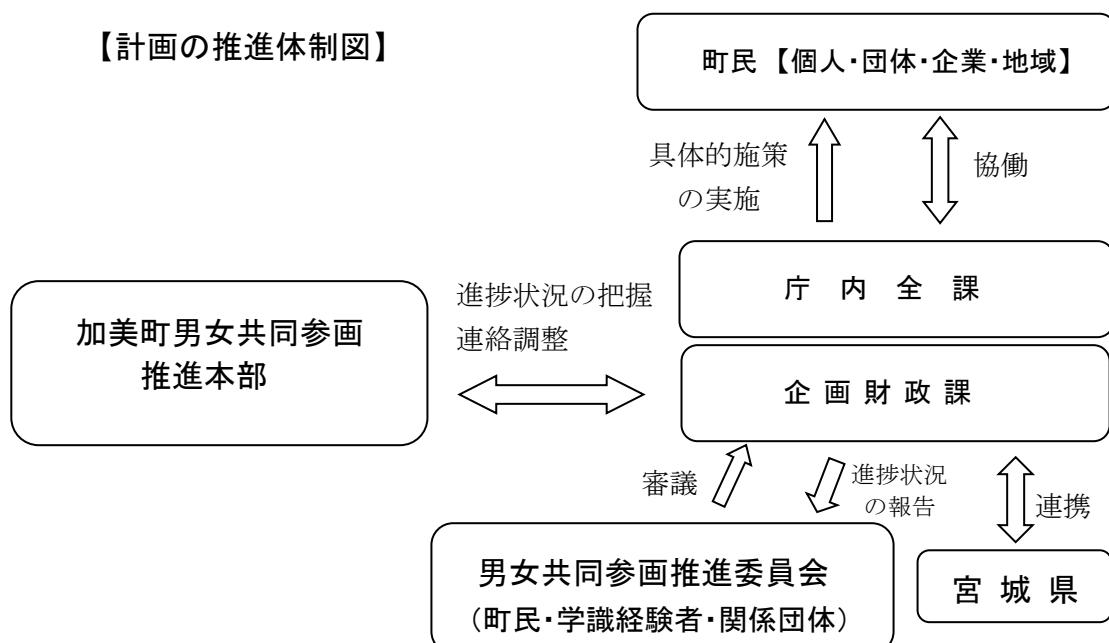
- 法制度の整備や施策の充実など、町レベルでは十分に取り組めない分野などについて、宮城県に対して積極的な支援と協力を要請します。

4. 相談体制の充実

- 町民または事業者等からの相談については、関係機関と連携して、適切な処理に努めます。

5. 計画の進行管理

- 本計画を実効性あるものにするために、行動計画を策定します。
- 男女共同参画推進本部が、計画の進捗状況を定期的に点検・評価することにより進行管理を図ります。また、その結果を町民に公表します。



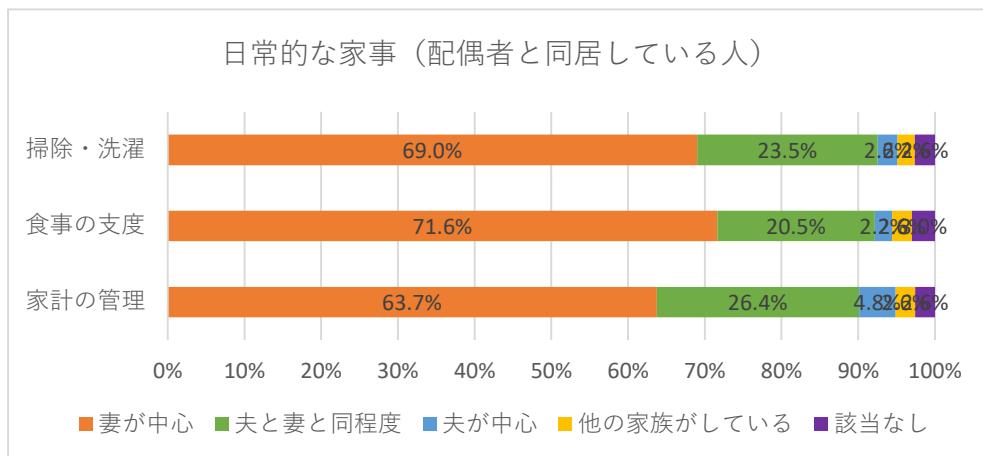
6. 加美町男女共同参画プランの目標値

○ 目標値については、町行政の指標として達成を目指すこととしているもののみならず、町行政の男女共同参画社会実現に向けた取組みの中で、町民・事業者・行政の連携の結果として達成が期待される数値です。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条に基づく推進計画の目標値として位置付けます。

○ 参考指標として男女共同参画の現状を表すデータを掲載しています。

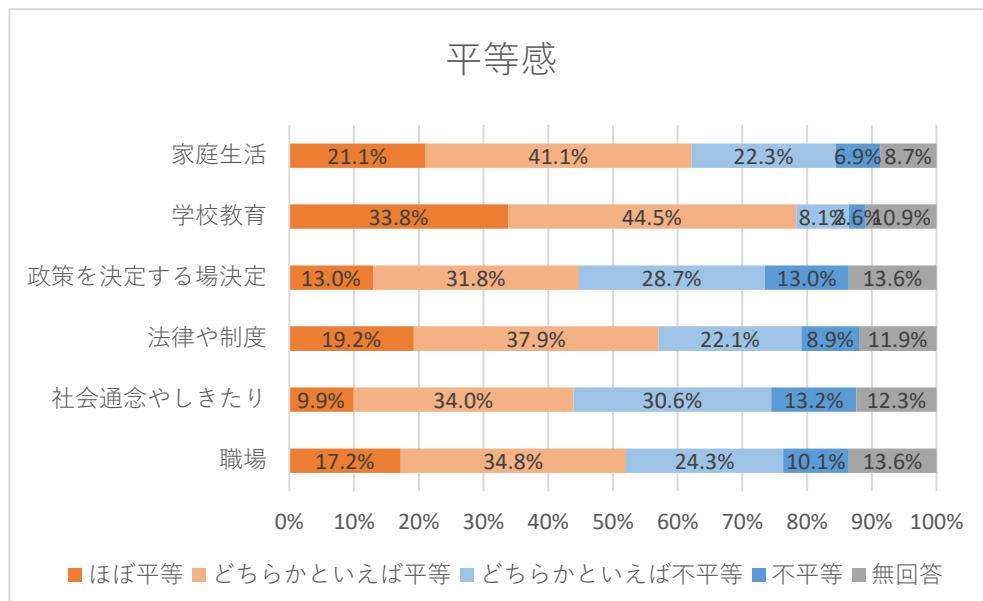
項目	現況値 (令和6年)	目標値 (令和11年度)
審議会等委員への女性登用率	40.1%	40.0%
女性のいない審議会等の数	2	0
町管理職における女性の割合	19.4%	25.0%
家族経営協定締結農家数	76	70
防災指導員の女性の割合	12.7%	20%
「職場」における男女の地位の平等感 ※1 「平等である」「どちらかといえば平等である」人の割合	52.0%	60.0%
「日常的な家事」における役割分担 ※1 「夫妻同程度」人の割合 ※「日常的な家事」に該当する調査項目3項目における「夫と妻が同程度」の平均値	23.5%	40.0%



◆目標値に加えて、次の項目について把握し、男女共同参画の状況の参考とします。

項目	現況値 (令和6年)
「社会通念やしきたり」「法律や制度」「政策を決定する場」における男女の地位の平等感 ※1	
「平等である」「どちらかといえば平等である」人の割合	
「社会通念やしきたり」	43.9%
「法律や制度」	57.1%
「政策を決定する場」	44.8%
「学校教育」における男女の地位の平等感 ※1	
「平等である」「どちらかといえば平等である」人の割合	78.3%
「家庭生活」における男女の地位の平等感 ※1	
「平等である」「どちらかといえば平等である」人の割合	62.2%
「地域活動・ボランティア活動に参加していない」人の割合 ※1	55.3%
行政区長に占める女性の割合	0.0%
女性消防団員の割合 (全体 549名 女性団員4名)	0.7%
小中学校PTA会長に占める女性の割合	20.0%
合計特殊出生率	0.92
出生数	74 (R6年度)

※1 は、令和6年「第三次加美町男女共同参画プラン」策定に伴う町民意識調査より



【参考資料】

- 【1】 加美町の現状
 - 第二次加美町男女共同参画プラン目標値の推移
 - 統計データに基づく町の状況
 - 町民意識調査からみえる町の現状（抜粋）
- 【2】 男女共同参画社会基本法
- 【3】 宮城県男女共同参画推進条例
- 【4】 加美町男女共同参画推進委員会設置要綱
- 【5】 加美町男女共同参画推進本部設置要綱
- 【6】 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要
- 【7】 用語の解説

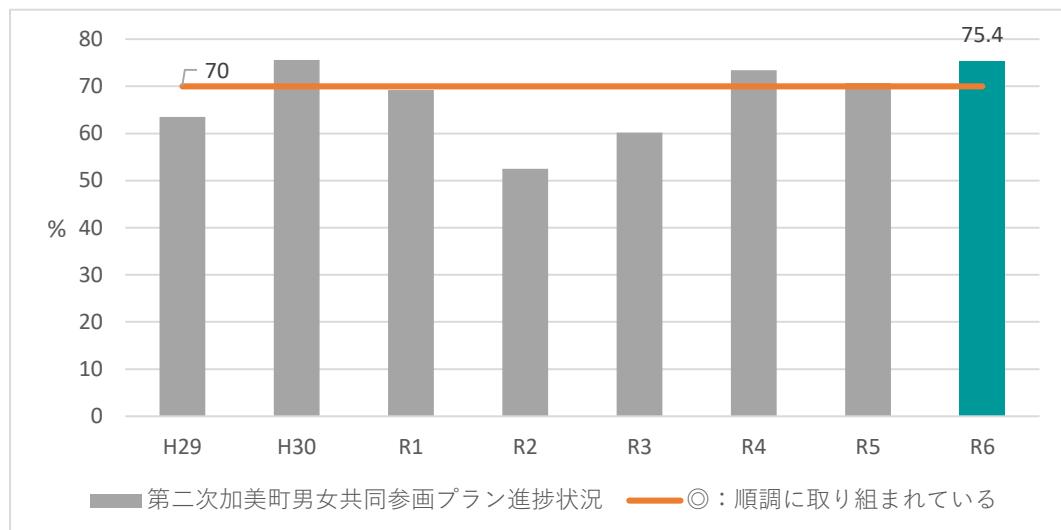
【1】加美町の現状

第二次加美町男女共同参画プランの目標値の推移

(1) 第二次加美町男女共同参画プランの進捗状況（全体）

第二次加美町男女共同参画プランの進捗状況の推移をみると、令和2年度から令和3年度までは新型コロナウイルスの影響で一時的に取組が限定的となりましたが、令和4年度以降は順調に取組が進んでいます。

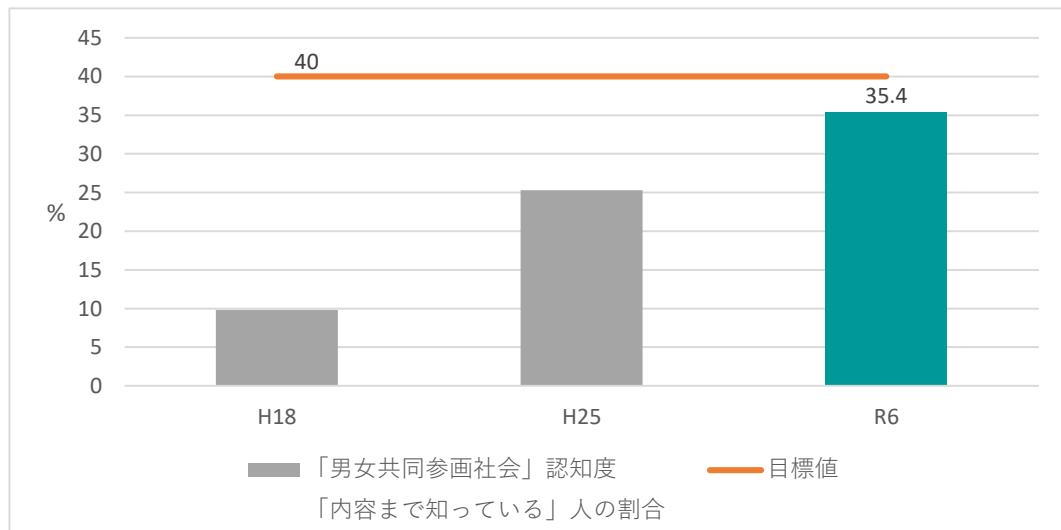
■第二次加美町男女共同参画プラン進捗状況の推移



(2) 「男女共同参画社会」認知度（「内容まで知っている」人の割合）

「男女共同参画社会」の認知度のうち「内容まで知っている」人の割合をみると、上昇してはいるものの、令和6年度は35.4%であり、依然として目標値の40%を下回っています。

■「男女共同参画社会」認知度（「内容まで知っている」人の割合の推移）

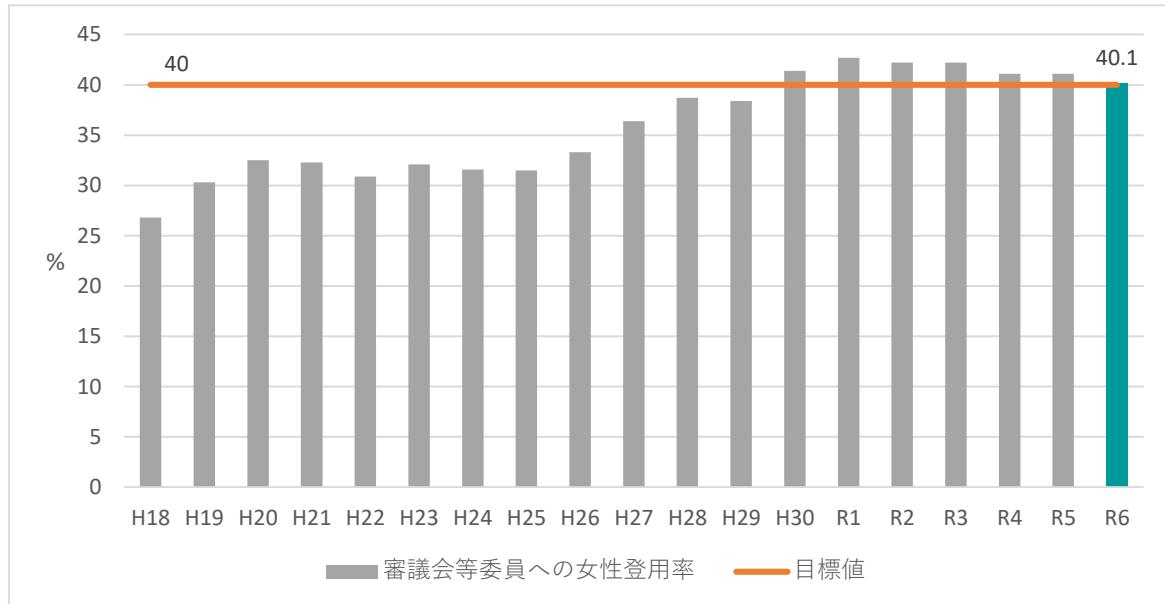


※「男女共同参画社会」認知度は、加美町男女共同参画社会に関するアンケートより

(3) 審議会等委員への女性登用率

審議会等委員への女性登用率の推移をみると、令和元年度に 42.7%を記録して以降、緩やかな減少傾向にありますですが、目標値の 40%は越えています。

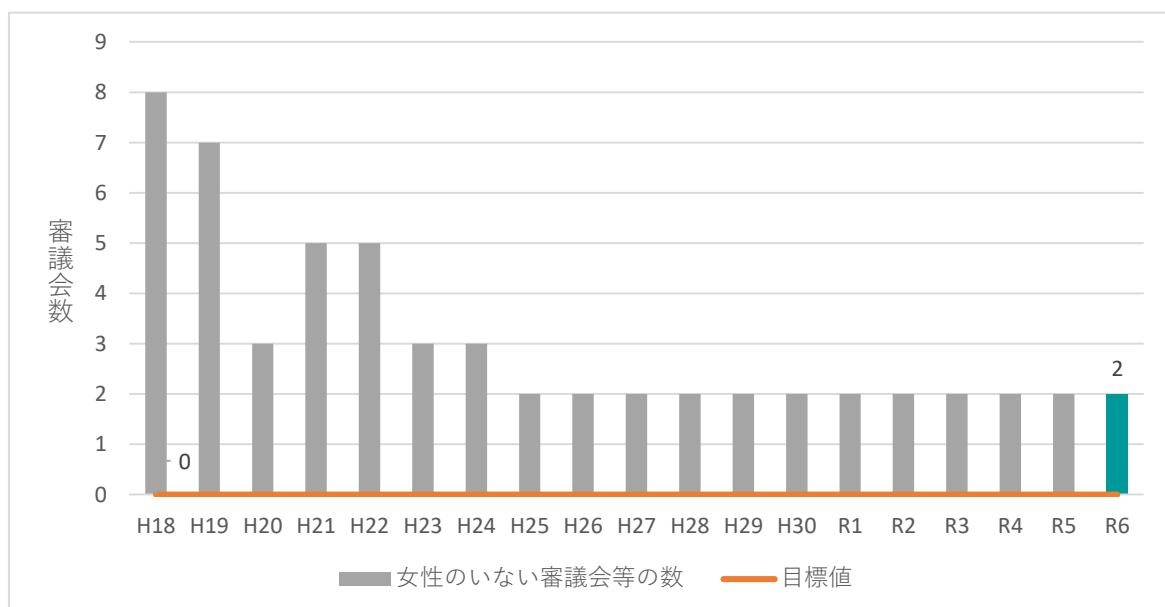
■審議会等委員への女性登用率の推移



(4) 女性のいない審議会等の数

女性のいない審議会等の数の推移をみると、平成 25 年度以降、10 年以上にわたって 2 が続いており、目標値の 0 は達成できていません。定員の少ない審議会等において、女性が登用されるに至っていない状況があります。

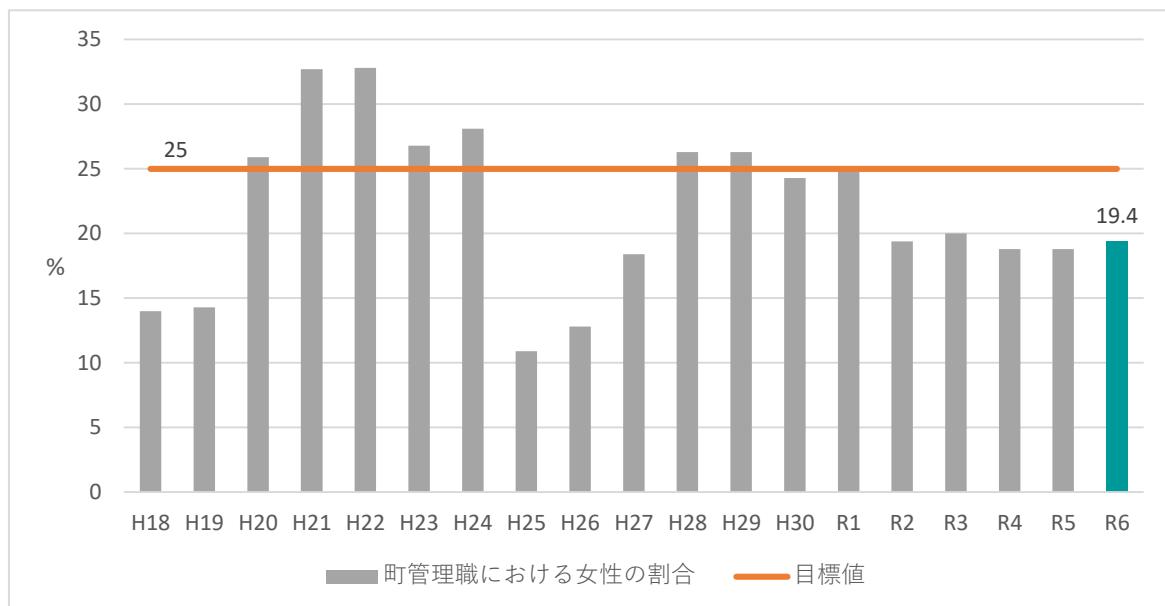
■女性のいない審議会等の数の推移



(5) 町管理職における女性の割合

町管理職における女性の割合の推移をみると、令和 2 年度以降、目標値の 25% に届かない状況が続いている。

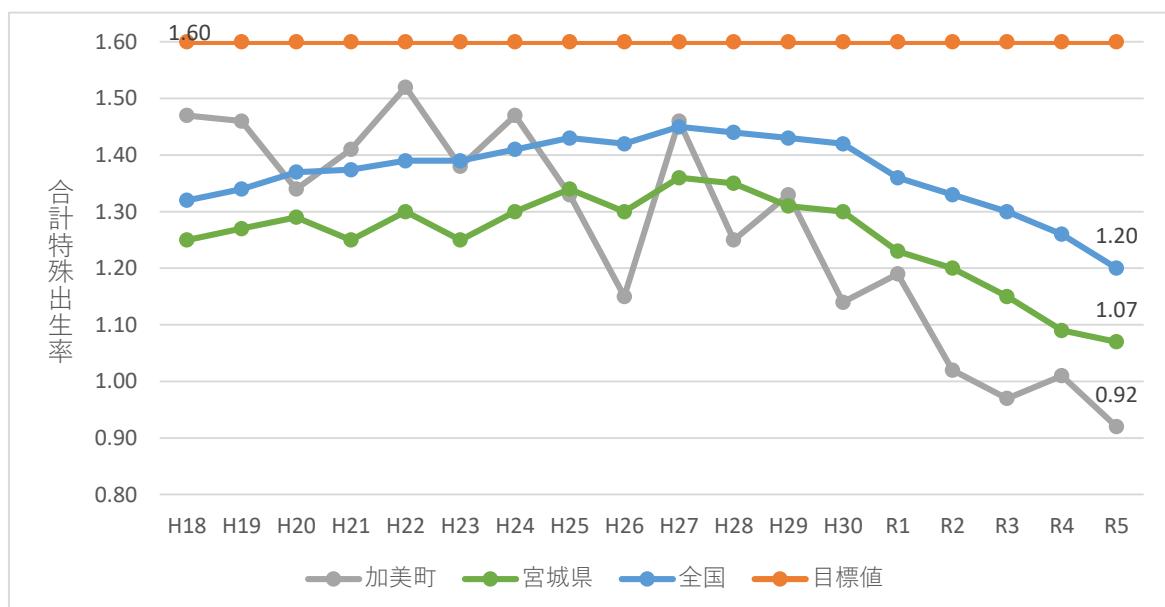
■町管理職における女性の割合の推移



(6) 合計特殊出生率[※]

合計特殊出生率の推移をみると、加美町は平成 24 年度までは全国、県と比べて高い水準にありましたが、平成 25 年度以降は、全国、県を下回る水準となりました。

■合計特殊出生率の推移



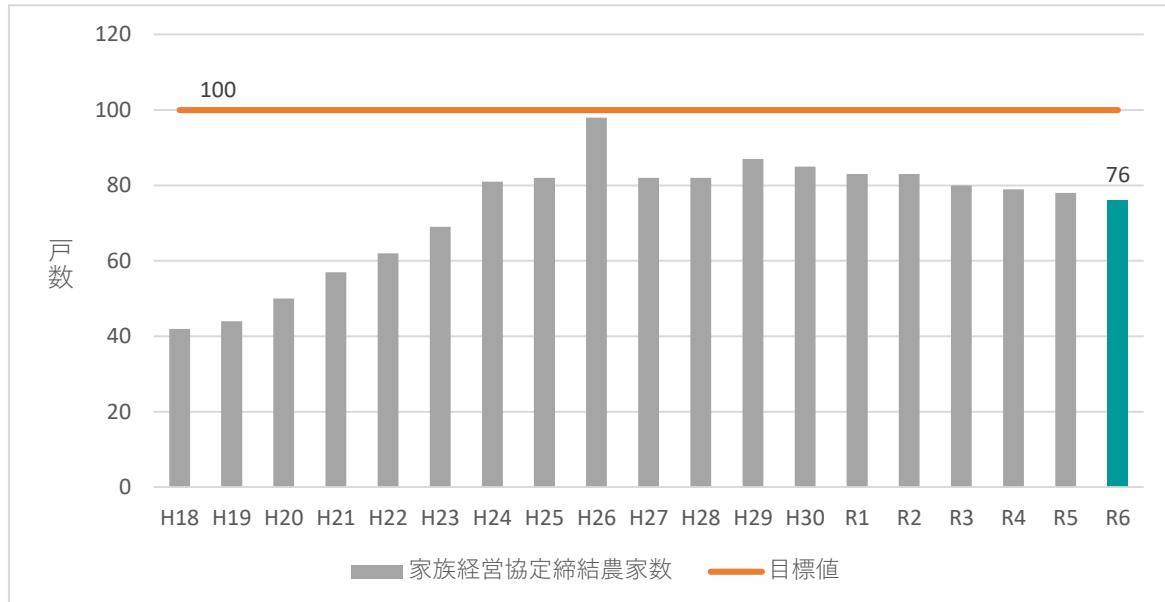
資料：町…国、県…保健衛生統計

※合計特殊出生率：母の年齢別出生数／年齢別女子人口（15 歳から 49 歳までの合計）

(7) 家族経営協定締結農家数

家族経営協定締結農家数の推移をみると、平成 26 年度に 98 戸で最多となりましたが、それ以降は、高齢等を理由とする農家の離農もあり、近年は減少傾向にあります。

■家族経営協定締結農家数の推移

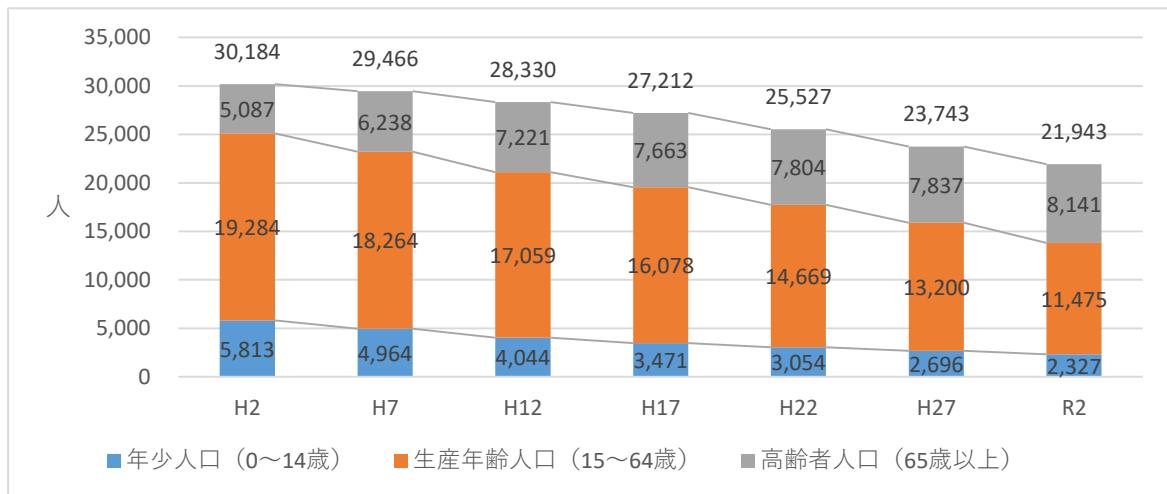


統計データに基づく町の状況

(1) 人口の状況

総人口は減少しており、令和2年で21,943人となっています。年齢3区分別人口の推移をみると、65歳以上の高齢者人口が増加しており、高齢化率は令和2年で37.1%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



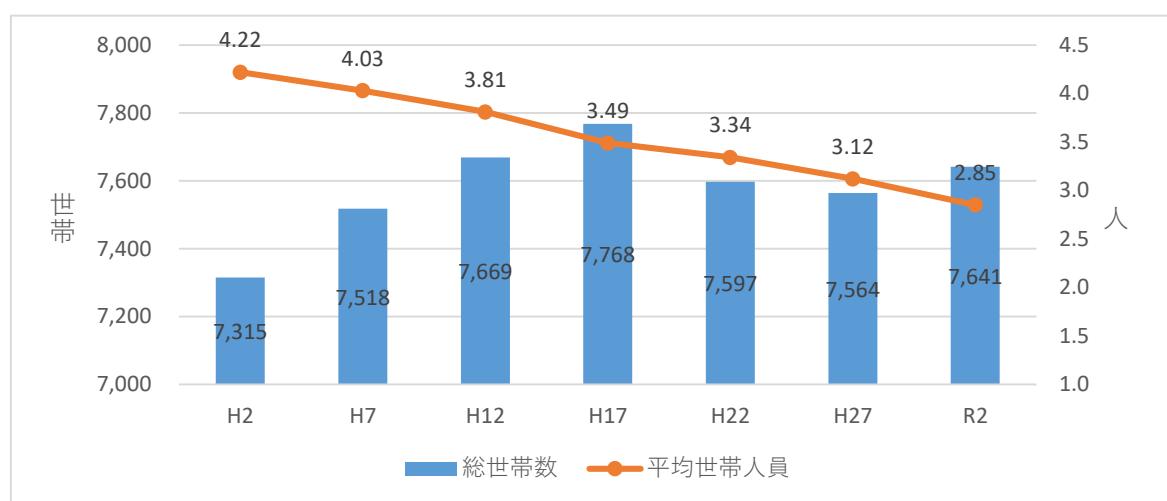
資料：国勢調査

※総人口には年齢不詳人口も含むため、年齢内訳の合計は一致しません。

(2) 世帯の状況

総世帯数と一世帯あたり人員数の推移をみると、総世帯数は平成17年をピークに以降は減少傾向にありましたが、令和2年度は増加しました。平均世帯人員については減少が続き、世帯規模が縮小していることがうかがえます。

■総世帯数及び平均世帯人員の推移

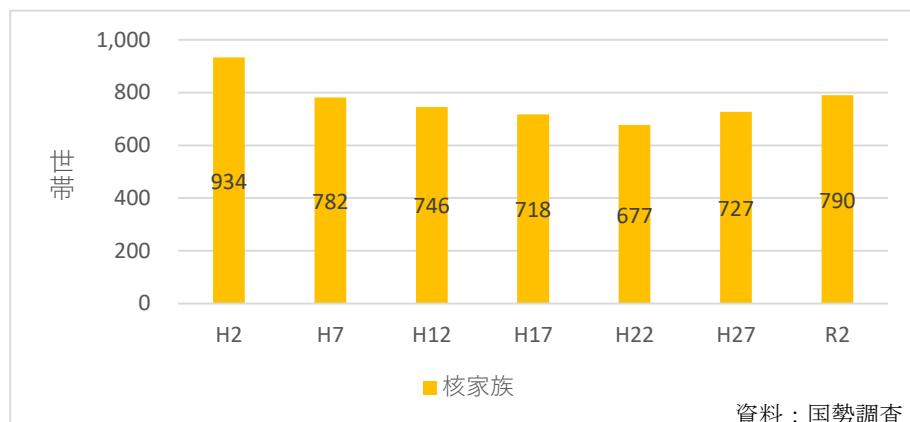


資料：国勢調査

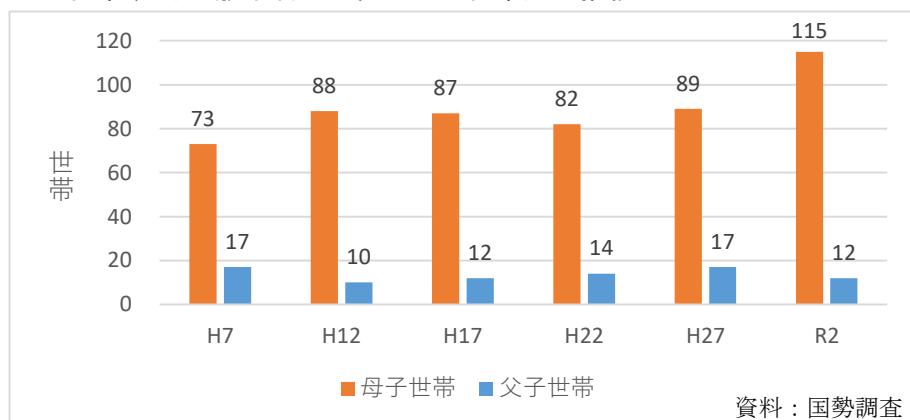
核家族世帯数（18歳未満の子供がいる世帯）の推移をみると、平成22年までは減少が続いていましたが、平成27年以降は増加しています。

また、母子世帯及び父子世帯数（18歳未満の子供がいる世帯）の推移をみると、母子世帯、父子世帯数ともにほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年は母子世帯に増加がみられます。さらに、高齢者のいる世帯の推移をみると、高齢者世帯は着実に増加しており、高齢者単独世帯、高齢者夫婦世帯とも、令和2年に大きく増加しています。

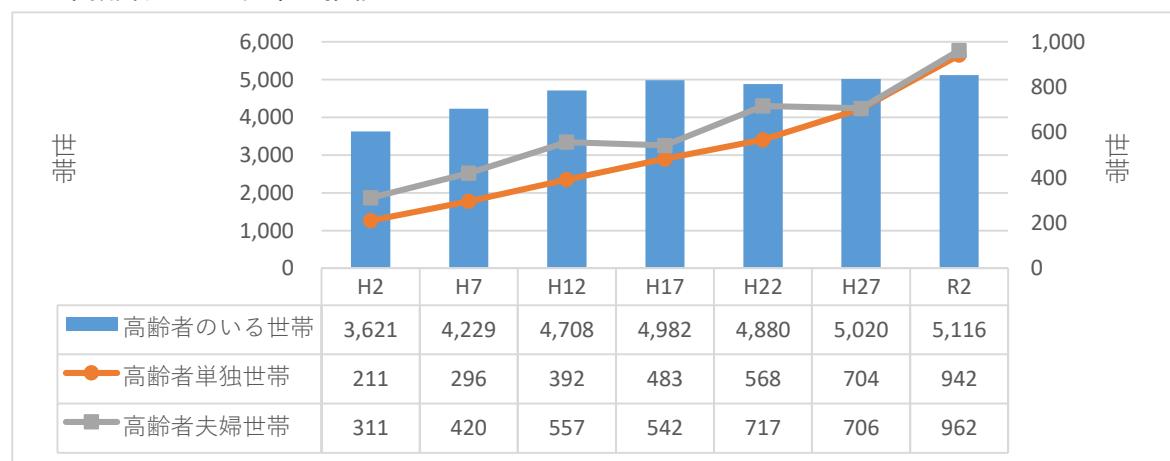
■核家族世帯数（18歳未満の子供がいる世帯）の推移



■母子・父子世帯数（18歳未満の子供がいる世帯）の推移



■高齢者のいる世帯の推移

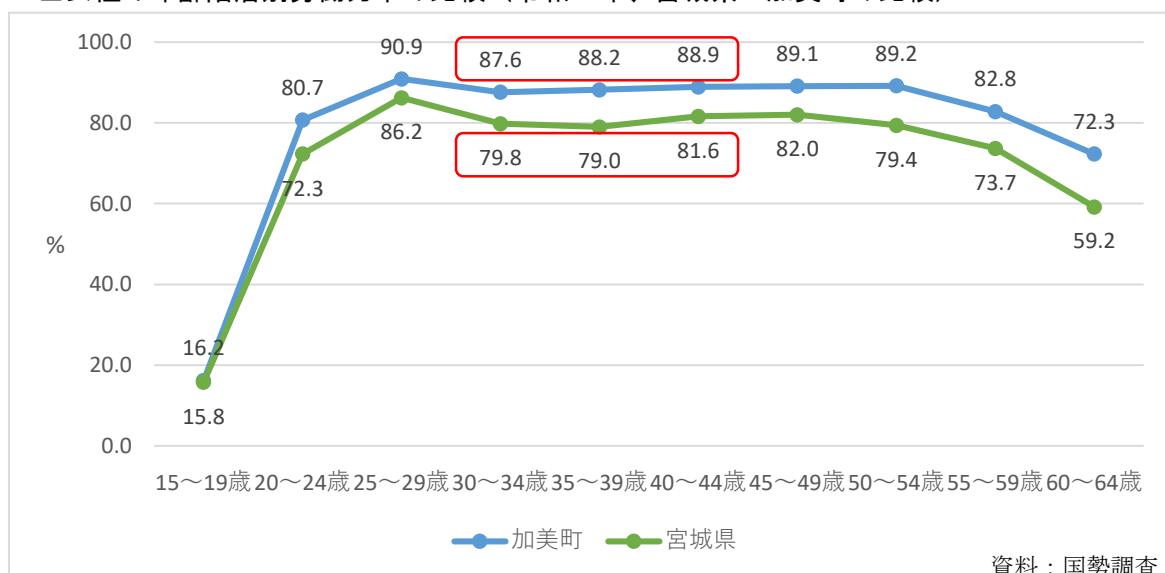


(3) 女性の労働状況

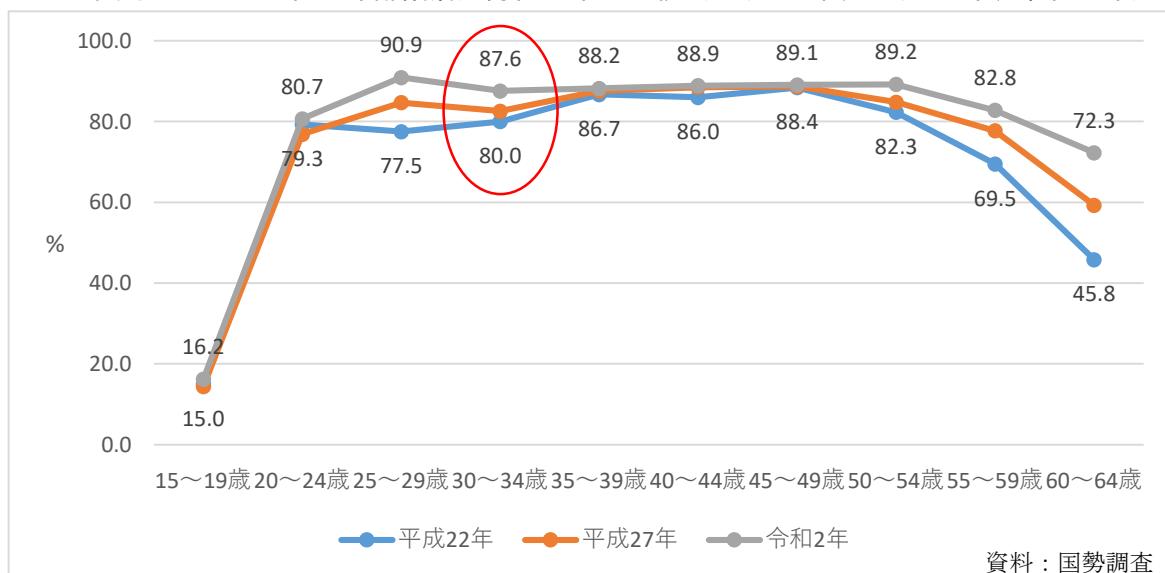
女性の労働力率をみると、女性の結婚・出産・子育て期にあたる30～34歳代で労働力率が低下する「M字カーブ」をほぼ描かなくなり、緩やかな曲線となっています。また、県と比較すると、加美町は20歳以降において労働力率が高い水準となっています。

さらに、加美町における平成22年、平成27年、令和2年の女性の労働力率を比較すると、M字の谷の部分にあたる、30～34歳の労働力率が上昇しています。子育て支援の充実等により、結婚・出産による離職者が減少していることなどが背景にあると考えられます。

■女性の年齢階層別労働力率の比較（令和2年、宮城県・加美町の比較）



■加美町における女性の年齢階層別労働力率の比較（平成22年、平成27年、令和2年）



※労働力率：生産年齢（15歳～64歳）人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。

町民意識調査からみえる町の現状（抜粋）

男女共同参画に関する意識や実態を把握し、第三次計画策定に活用するために、町民意識調査を実施しました。各種調査結果から、第一次計画、第二次計画策定時との比較等を行い、本町における特徴がみえる結果について抜粋します。

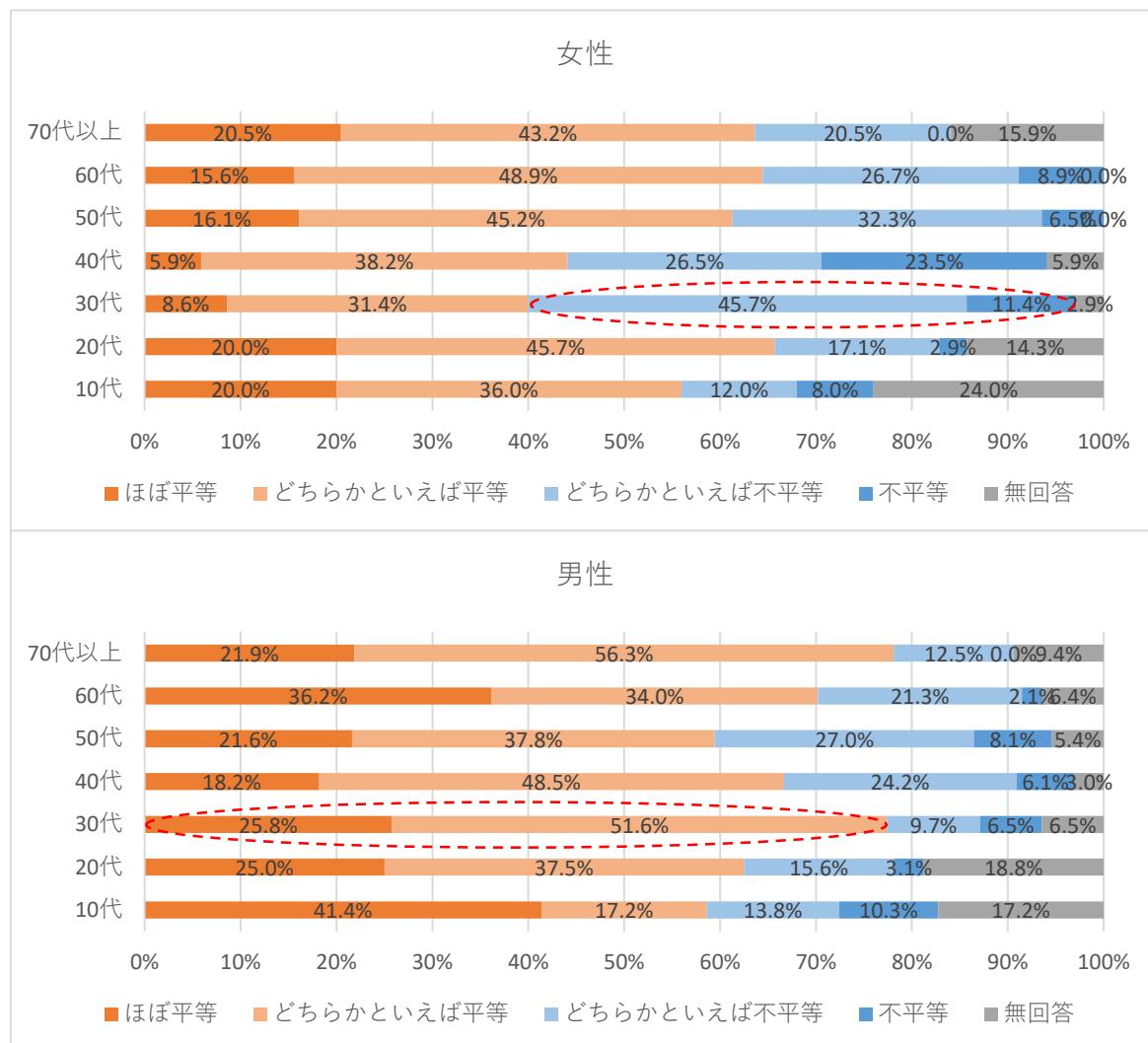
アンケートの調査の回収結果は、下記のとおりです。　※令和6年6月実施

	配 布 数	回 収 数	回 収 率
回 収 率	1, 600 人	494 人	30.9%

▼アンケート集計結果について▼　※抜粋

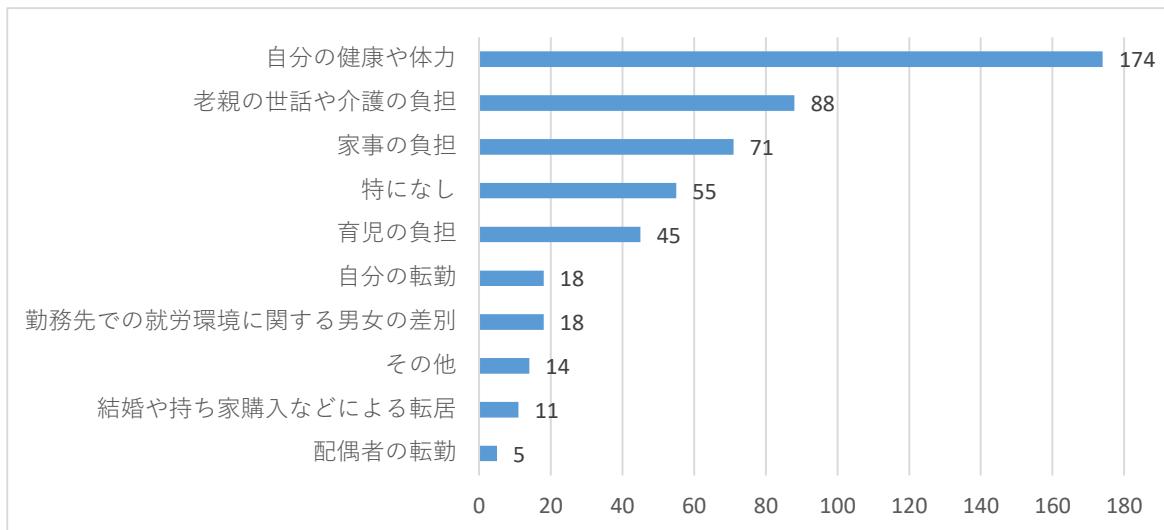
（1）家庭における平等感

「ほぼ平等」・「どちらかといえば平等」は男性30代で最も高く8割近い一方、「どちらかといえば不平等」・「不平等」は女性30代で最も高く6割近くを占める結果となりました。背景には、家事の負担が重い子育て世代において、長時間労働等を理由に男性の家庭進出が進まず、女性の家事負担が大きいという問題がある可能性があります。



(2) 仕事を続けていく上での不安要素

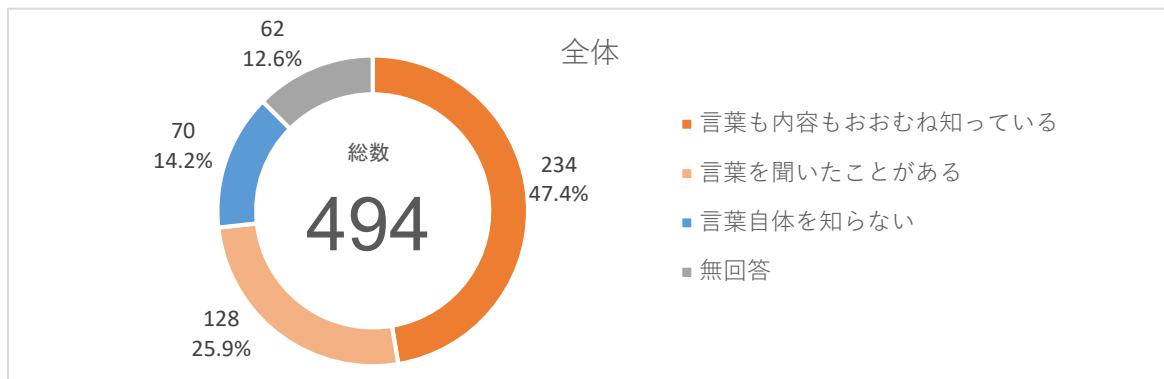
「自分の健康や体力」が最も多く 35.2%、「老親の世話や介護の負担」が二番目に多く 17.8%、「家事の負担」が三番目に多く 14.4%でした。自身の健康や介護、家事負担が仕事を続けていく上での不安要素となっているようです。(3つまで選択)



(3) 多様な性への配慮

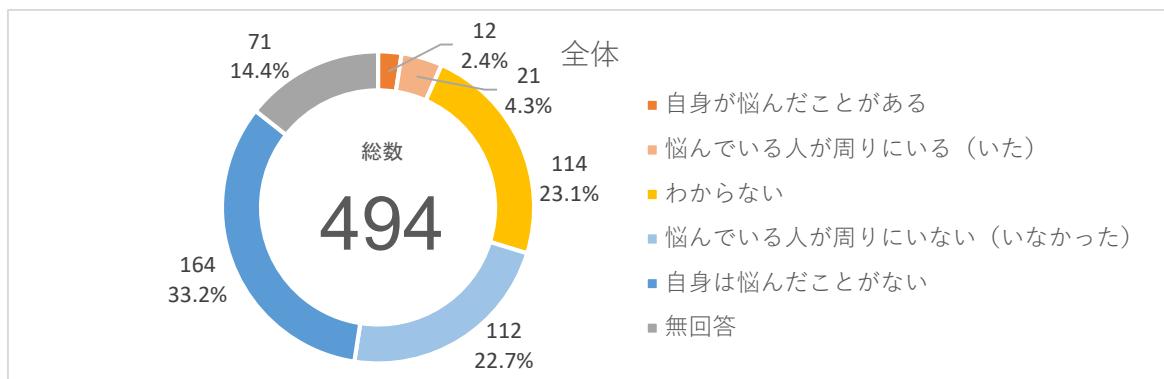
①性的マイノリティ（L G B T）という言葉を知っているか

「言葉も内容もおおむね知っている」が 5割近く、「言葉を聞いたことがある」と合わせると 7割を占め、多様な性に関する認識が浸透しつつある様子がうかがえます。



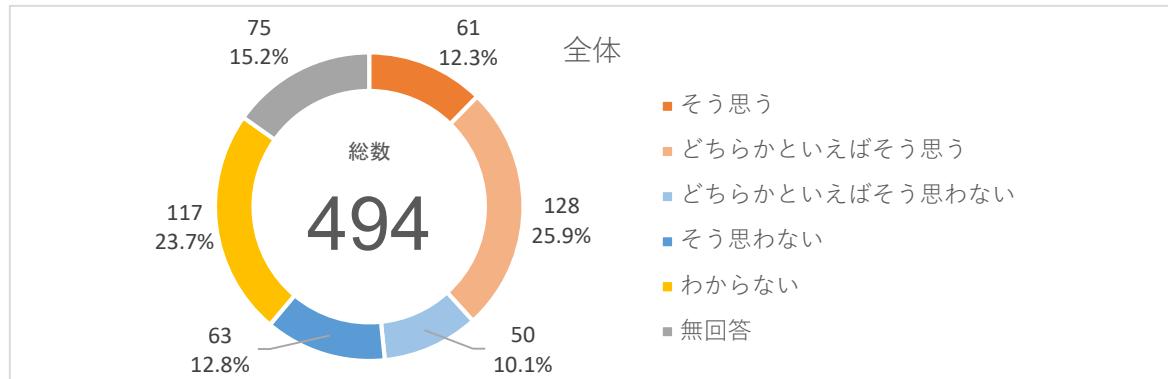
②性的指向や性自認について悩んだことがあるか、悩んでいる人を知っているか

「自身が悩んだことがある」が 2.4%、「悩んでいる人が周りにいる（いた）」が 4.3%を占め、多様な性に対する配慮を必要としている方々がいらっしゃることを示しています。



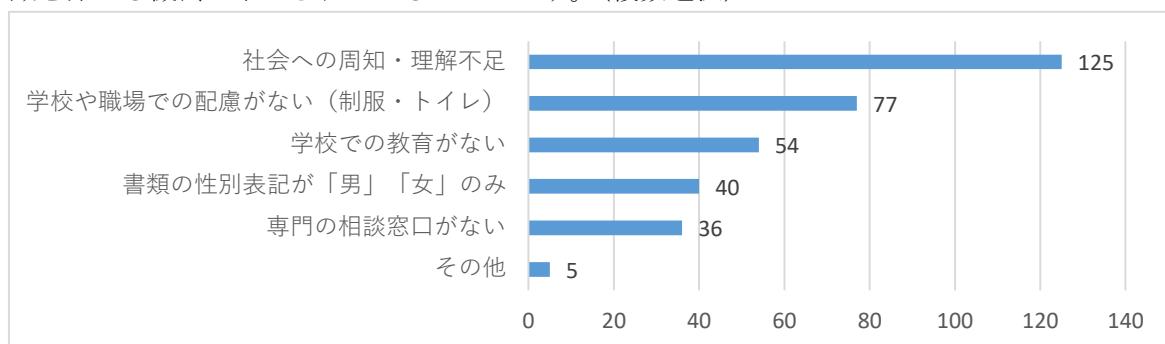
③-1 性的指向や性自認に悩む方にとって、偏見や差別により生活しづらい社会か

「そう思う」・「どちらかといえばそう思う」が4割近い一方、「どちらかといえばそう思わない」・「そう思わない」が2割、「わからない」も2割を占め、性的指向や性自認に悩む方が社会のなかでどのような困難に直面するのか、まだまだ知られていない状況が示されました。



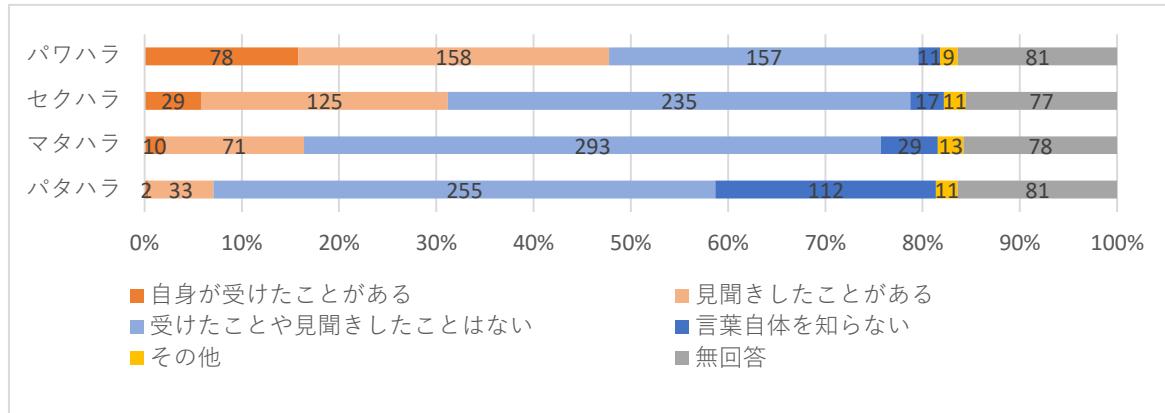
③-2 「そう思う」・「どちらかといえばそう思う」と回答した理由

「社会への周知・理解不足」が最も多く25.3%、「学校や職場での配慮がない」が二番目に多く15.6%、「学校での教育がない」が三番目に多く10.9%でした。多様な性に対する認識を深める機会が求められているといえます。(複数選択)



(4) 身の回りでのハラスメント被害

パワハラは「自身が受けたことがある」、「見聞きしたことがある」が5割近く、セクハラでは3割、マタハラ2割近く、パタハラは1割近くを占め、身近な問題だといえます。



パワハラ (パワーハラスメント)：職場での優越性を利用して、業務の範囲を超えて労働者の就業環境が害されること。

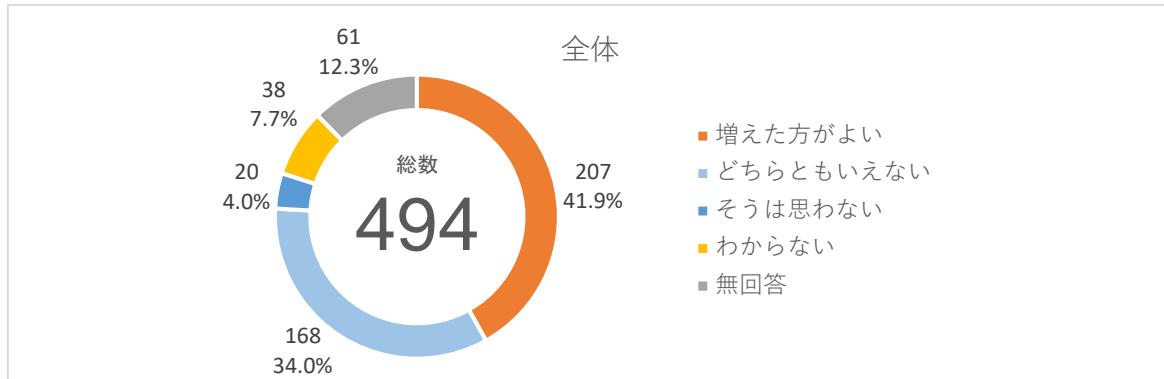
セクハラ (セクシャルハラスメント)：相手の意に反した性的な言動による嫌がらせ

マタハラ (マタニティハラスメント)：妊娠・出産した女性に対する職場での不当な扱いや嫌がらせ

パタハラ (パタニティハラスメント)：育児休業等を利用する男性に対する職場での不当な扱いや嫌がらせ

(5) 意思決定の場への女性の参画

「増えた方がよい」が4割である一方、「どちらともいえない」・「そうは思わない」も4割近くを占める結果となりました。「どちらともいえない」が3割を占める背景には、女性であることを理由とした登用よりも、能力ある人材が男女の差別なく登用されることを望んでいる可能性があります。



(6) 地域活動、ボランティア

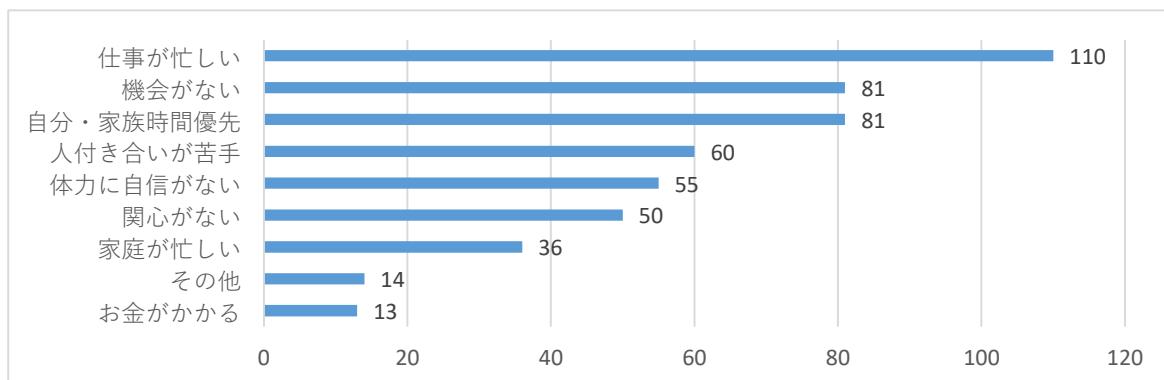
①-1 地域活動やボランティア活動に参加しているか

「参加している」が3割、「参加していない」が5割を占め、地域活動等への参加者は限定的であることがうかがえます。



①-2 参加しない理由

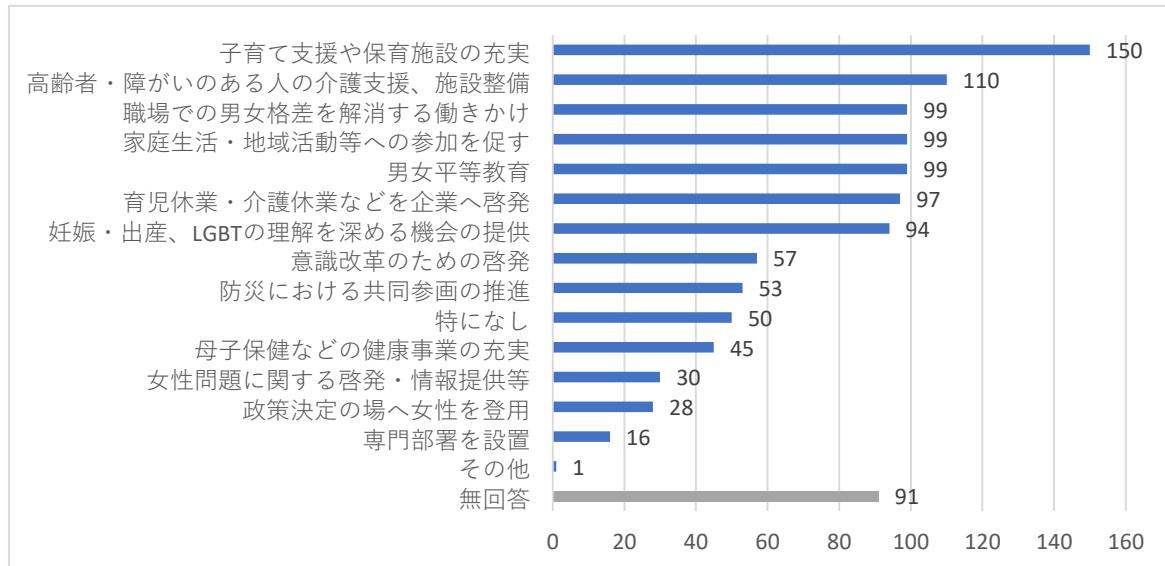
「仕事が忙しい」が最も多く22.3%、「機会がない」と「自分・家族時間優先」が二番目に多く16.4%、「人付き合いが苦手」が三番目に多く12.1%でした。誰もが参加しやすくなるよう活動のあり方を工夫することで、「機会がない」や「体力に自信がない」ことが理由で活動に参加しない方にも、参加してもらえるようになる可能性があります。(複数選択)



(7) 町の施策

①男女共同参画社会の実現に向けて、町が力を入れるべきこと

「子育て支援や保育施設の充実」が最も多く 30.4%、「高齢者・障がいのある人の介護支援、施設整備」が二番目に多く 22.3%、「職場での男女格差を解消する働きかけ」・「家庭生活・地域活動等への参加を促す」・「男女平等教育」が三番目に多く 20.0%でした。子育てや介護に対する支援のほか、啓発等に対する要望が多いといえます。(3つまで選択)



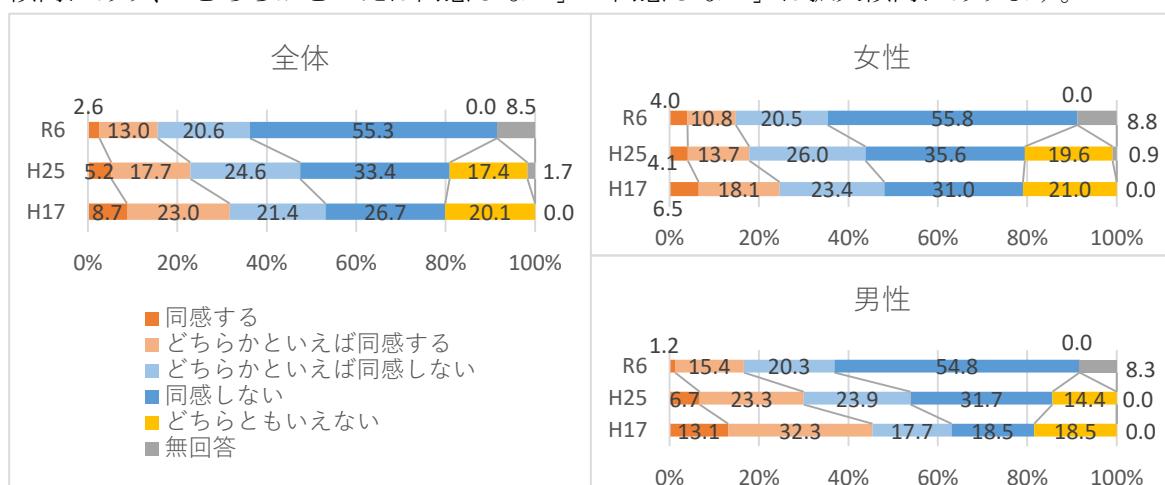
②町に対する意見・要望

新しい
良い
広がる
頼る
割合
住む
給料
思う
拡げる
向ける
障害者
生理的
広まる
妊娠
特性
性質
均等
pr
いい
参加
回答
大きい
設ける
認める
差
啓発
支援
性質
均等
ほしい
問題
男性
男女差別
lgbt
施策
出産
ほしい
受け
る
女性
女性特有
働きやすい
意識改革
身体的
減給
ハラスメント
婚活
下さる
無い
増える
頑張る
できる
きつい
男女
暮らせ
る
思い
浮かべ
る
子持ち
読める
考える
下さる
無い
増え
る
頑張
る
できる
きつい
男女
暮らせ
る
思い
浮かべ
る
子持ち
読める
考える
必要
起き
る
充実
とる
頂く
明るい

(8) 経年推移

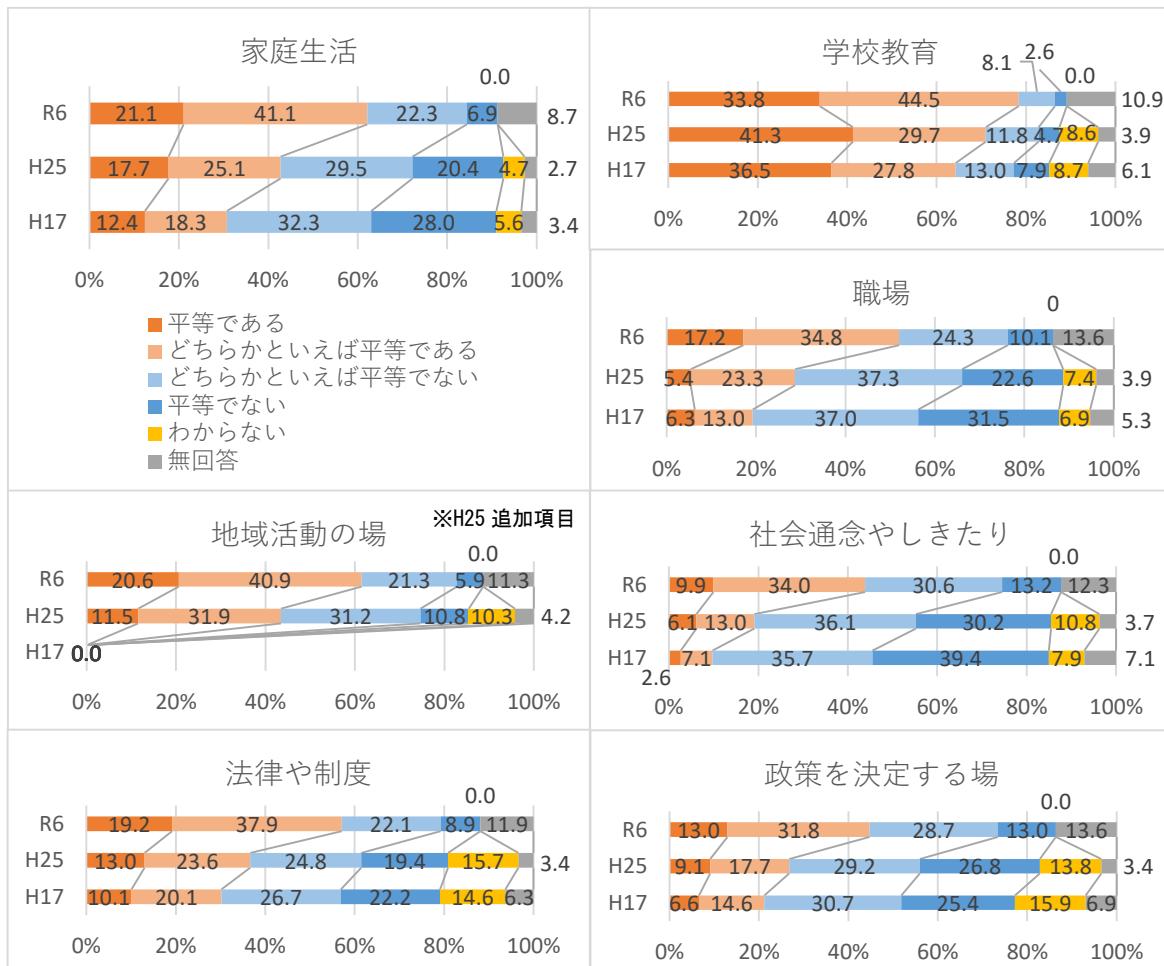
①「男は仕事、女は家庭」

「同感する」・「どちらかといえば同感する」は、全体、やや差はあるが男女別にみても縮小傾向にあり、「どちらかといえば同感しない」・「同感しない」は拡大傾向にあります。



②平等感

「平等である」・「どちらかといえば平等である」は、ずれの項目でも拡大傾向にあり、「どちらかといえば平等でない」・「平等でない」は縮小傾向にある。

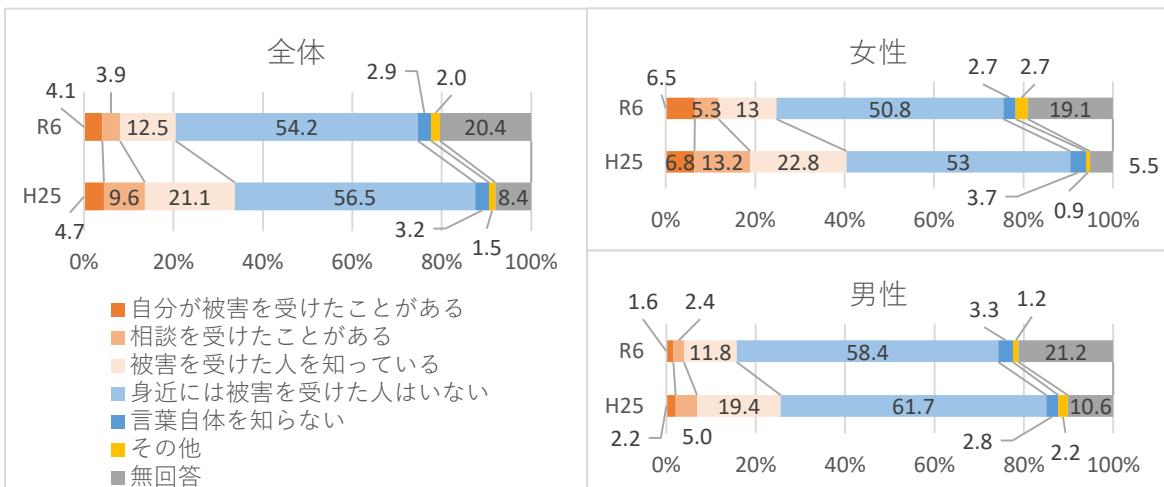


※R6 調査時は「どちらともいえない」が選択肢になし。

※各選択肢の表現は調査ごとに微妙に異なる。

③DV

「自分が被害を受けたことがある」、「相談を受けたことがある」、「被害を受けた人を知っている」は縮小傾向にある。



【2】男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年 7月16日法律第102号

同 11年12月22日 同 第160号

令和 7年 6月27日 同 第 80号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

（2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内

において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にの

つとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第18条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

（人材の確保等）

第18条の2 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究）

第18条の3 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及

び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第19条 国は、前3条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第20条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3

項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

(以下略)

附 則 (令和7年6月27日法律第80号)

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号）の施行の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【3】宮城県男女共同参画推進条例

平成 13 年 7 月 5 日

宮城県条例第 33 号

すべての個人は性別にかかわりなく、人として平等な存在であり、男女は、その違いを認めつつ、互いの人権を十分に尊重しなければならない。

宮城県においては、男女平等の実現に向けて、男女共同参画推進プランの策定をはじめ、様々な取組みがなされてきた。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が存在している現況から、あらゆる分野での男女平等と男女共同参画社会の実現を目指すには、県、県民及び事業者が一体となり総合的に取り組むことが重要である。

少子高齢化の進展等社会経済構造の急激な変化が進む中で、県民が真に豊かで、安心とゆとりのある生活を実現していくためには、男女が共にその個性と能力とを十分に発揮できる環境が整備されなければならない。男女が、性別にとらわれることなく、共に対等な立場に立って、労働、家庭生活、地域活動などをバランスよく営むことができる新しい生活文化を創造することこそが、今強く求められている。

すべての県民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かちあう社会を構築していくため、男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、宮城県(以下「県」という。)、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって新しい生活文化を創造し、真に豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が平等に個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別によっていかなる差別的な扱いも受けないこと、あらゆる分野において男女が共に個人としての能力を均等に発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることなどを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、固定的な性別役割分担意識に基づく制度又は慣習その他の社会的制約が、男女の主体的で自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育儿、介護その他の家庭生活における活動と社会生活における諸活動に積極的かつ平等に参加し、両立できることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、配偶者間その他の男女間におけるあらゆる暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。)の根絶を旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会の目指すべき理想の一つであることにかんがみ、広く世界に向けた視野に立って積極的に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、県民及び事業者と連携及び協働して取り組むよう努める。
- 3 県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する計画の策定や施策等に関し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を積極的に講ずるよう努める。
- 4 県は、第一項に規定する施策を推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動に自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が共同して事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(男女共同参画推進のための基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ宮城県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(男女の均等な登用の推進等)

第8条 県は、附属機関を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、附属機関の設置及び構成員の選任等に関する条例(平成12年宮城県条例第113号)第3条の規定に基づき、男女の均等な登用に努めなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の推進のための教育や研修の機会を充実し、人材の養成に努めるとともに、女性の人材に関する情報を積極的に収集、活用又は提供するよう努めなければならない。

(男女の共生教育の推進)

第9条 県は、男女が生涯にわたって共に明るく生きがいのある社会を構築するために、あらゆる教育の場を通じて人権尊重の精神を基盤とした個人の尊厳、男女平等、男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努める。

(農林水産業及び自営の商工業の分野における男女のパートナーシップの確立)

第10条 県は、農林水産業及び自営の商工業の分野において女性が主体性を活かし、その能力を十分に發揮し、正当な評価を受け、対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、必要な環境整備を推進する。

第3章 男女の精神的・身体的権利侵害と差別の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第11条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、あらゆる場において、つきまとい等及びストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第2項に規定するストーカー行為をいう。)を行ってはならない。
- 4 何人も、あらゆる場において、男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第12条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は女性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 男女共同参画の推進体制

(拠点施設の整備)

第13条 県は、配偶者間その他の男女間における暴力的行為の被害者の保護及び支援並びにセクシュアル・ハラスメントの被害者からの相談への適切な対応等、当該被害者の自立を総合的に支援する拠点施設を整備する。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策、社会における制度又は慣行が及ぼす影響及び男女共同参画の推進を阻害する問題に関する必要な調査研究を行い、その成果を男女共同参画の推進に関する施策に適切に反映させるよう努めなければならない。

(民間非営利活動団体との連携及び協働)

第15条 県は、男女共同参画社会の実現のため、民間非営利活動団体(宮城県の民間非営利活動を促進するための条例(平成10年宮城県条例第36号)第2条第2項に規定する民間非営利活動団体をいう。以下同じ。)との連携及び協働を図る。

2 県は、民間非営利活動団体が行う男女共同参画に貢献する活動について、支援及び促進を図る。

(年次報告)

第 16 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第 5 章 相談及び苦情処理

第 17 条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する県民又は事業者からの相談の適切な処理に努める。

2 知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民又は事業者からの苦情の適切な処理に努める。

3 知事は、第 1 項の相談及び第 2 項の苦情を処理するため、男女共同参画相談員(以下「相談員」という。)を置く。

4 相談員は、次に掲げる事務を行う。

(1) 県民又は事業者からの相談及び苦情に応ずること。

(2) 前号の相談及び苦情を処理するために必要な調査、指導及び助言を行うこと。

5 相談員は、前項の事務を行うに当たり、必要に応じて、関係行政機関と連携するものとする。

第 6 章 宮城県男女共同参画審議会

(宮城県男女共同参画審議会)

第 18 条 基本計画その他男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として宮城県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 19 条 審議会は、知事が任命する委員 20 人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第 20 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 21 条 専門の事項を調査するために必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(運営事項の委任)

第 22 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 7 章 雜 則

(規則への委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 28 年宮城県条例第 69 号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則 (平成 15 年条例第 1 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の計画の策定、変更又は廃止について適用する。

【4】加美町男女共同参画推進委員会設置要綱

平成19年10月10日

告示第28号

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、加美町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見及び提言を行う。

- (1) 加美町男女共同参画プランの推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会についての施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で構成し、次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募により選任された者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項はその都度協議して決定するものとする。

附 則

この告示は、平成19年11月1日から施行する。

【5】加美町男女共同参画推進本部設置要綱

平成19年11月1日

訓令第46号

(設置)

第1条 男女共同参画の推進を図るため、加美町男女共同参画推進本部（以下「本部」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画推進の政策検討及び施策の総合調整に関すること。
- (2) 加美町男女共同参画プランの管理に関すること。
- (3) その他男女共同参画推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、加美町男女共同参画推進プラン及び行動計画に関する事務を統括する。
- 3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、本部長の命を受け、事業を推進する。

(会議)

第4条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

【6】

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮、併せて女性の健康上の特性に留意が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。
(労働者が 100 人以下の民間事業主については努力義務)

- 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項：
①女性採用比率
②勤続年数男女差
③労働時間の状況
④女性管理職比率 等
- 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）
- 女性の活躍に関する情報の公表
(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

その他

- 原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成 28 年 4 月 1 日施行）。
- 女性活躍推進法の有効期限を、令和 18 年 3 月 31 日まで 10 年間延長。

【7】用語の解説

育児・介護休業制度

育児休業とは、労働者が申出を行うことによって、1歳に満たない子を養育するための休業制度。介護休業とは、労働者が申出を行うことにより、要介護状態にある対象家族を介護するための休業制度

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようになるためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に發揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

固定的な性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

「参画」と「参加」

「参加」は仲間として加わること。「参画」は単に参加することでなく、企画・立案や決定にも自らの意思で係わり、意見や考えをだし、負担も責任も担い合うという積極的な態度や行動

ジェンダー (gender)

人間には生まれついての生物学的性別 (セックス／sex) がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」 (ジェンダー／gender) という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

女性のエンパワーメント

女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で、政治的、文化的に力をつけること。こうした力をもった主体的な存在となり、力を発揮し、行動すること。

セクシャル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要的接触、性的関係に強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真提示など、様々なものが含まれます。

特に雇用の場においては、「職場 (労働者が業務を遂行する場所) において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされています。

積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の

状況に応じて実施していくものです。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日に公布・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣習についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

以上 5 つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしていきます。

その上で、男女共同参画基本計画等の策定、地方公共団体及び民間団体に対する支援など、施策の基本となる事項について規定しています。

男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律です。

テレワーク（在宅勤務）

パソコンやインターネット等の情報通信を利用した遠隔型の勤務形態をいいます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

広い意味では女性、子ども、高齢者、障害を持つ人など、家庭内弱者への「継続的な身体的・心理的虐待」をさします。女性問題との関連では夫やパートナーからの暴力を言い、結婚の有無を問わず、親密な関係にある男性の女性に対する身体的、心理的暴力をさします。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）

1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

労働基準法

社会的経済的に見て使用者に対し弱い立場にある労働者を保護することを目的として、労働条

件の最低基準を定め、基準の遵守を強制しています。

マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産した女性に対する職場での嫌がらせ。出産後の就業継続を妨げる大きな要因になっている。解雇や契約打ち切りだけでなく、嫌がらせの言葉などで自主退職に追い込まれるケースもある。流産や切迫流産につながるおそれもある。男女雇用機会均等法や労働基準法などに違反する事例も多い。

パワー・ハラスメント

職場での優越的な地位を利用して、業務の範囲を超え、労働者の就業環境が害されること。

パタニティ・ハラスメント

育児休業等を利用する男性に対する職場での不当な扱いや嫌がらせ。

ダイバーシティ

多様性。異なる背景や特性を持つ個人が共存し、その違いを尊重し合うことを指す。性別・性的指向・年齢・障がいの有無・性的指向・宗教・文化・人種など、さまざまな面での多様性を含む。

ウェルビーイング (Well-being)

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることを表す。Well (よい) と being (状態) からなる言葉。多様な個人が、それぞれの幸せや生きがい、豊かさを感じられる状態にあること。

リスキリング

社会や職場におけるデジタル化や産業構造の変化に対応するために、必要なスキルを習得する学び直しのこと。特に、デジタル分野への人材の流動性を高める狙いをもった文脈でいわれる。

第三次加美町男女共同参画プラン－行動計画

目 次

○行動計画の策定にあたって

1 行動計画策定の趣旨	5 9
2 進行管理	5 9
3 行動計画の期間	5 9
目標値・指標一覧	6 0
計画の体系	6 2

○施策の方向、事業及び事業内容

基本目標 I 家庭における男女共同参画の実現	6 3
基本目標 II 地域防災における男女共同参画の実現	6 8
基本目標 III 職場における男女共同参画の実現	6 9
基本目標 IV 教育の場における男女共同参画の実現	7 1
基本目標 V 地域における男女共同参画の実現	7 3
基本目標 VI 社会全体における男女共同参画の実現	7 5

加美町男女共同参画プランー行動計画

○行動計画の策定にあたって

1 行動計画策定の趣旨

行動計画は、加美町の男女共同参画に関する行政運営の指針である「加美町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画を早期に実現するため、男女共同参画プランで掲げた施策の方向に沿った事業をより具体的に定め、効率的、計画的な推進を図ろうとするものです。

2 指標の設定と進行管理

計画に掲げた個々の取組み内容の実施状況や、目標値の達成状況を毎年度把握・点検・評価し、その結果を次年度以降の事業実施に反映します。

3 行動計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。ただし、計画期間の途中にあっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

加美町男女共同参画プランの目標値

項目	現況値 (令和6年)	目標値 (令和11年度)
審議会等委員への女性登用率	40.1%	40.0%
女性のいない審議会等の数	2	0
町管理職における女性の割合	19.4%	25.0%
家族経営協定締結農家数	76	70
防災指導員の女性の割合	12.7%	20%
「職場」における男女の地位の平等感 ※1 「平等である」「どちらかといえば平等である」人の割合	52.0%	60.0%
「日常的な家事」における役割分担 ※1 「夫妻同程度」人の割合 ※「日常的な家事」に該当する調査項目3項目における「夫と妻が同程度」の平均値	23.5%	40.0%

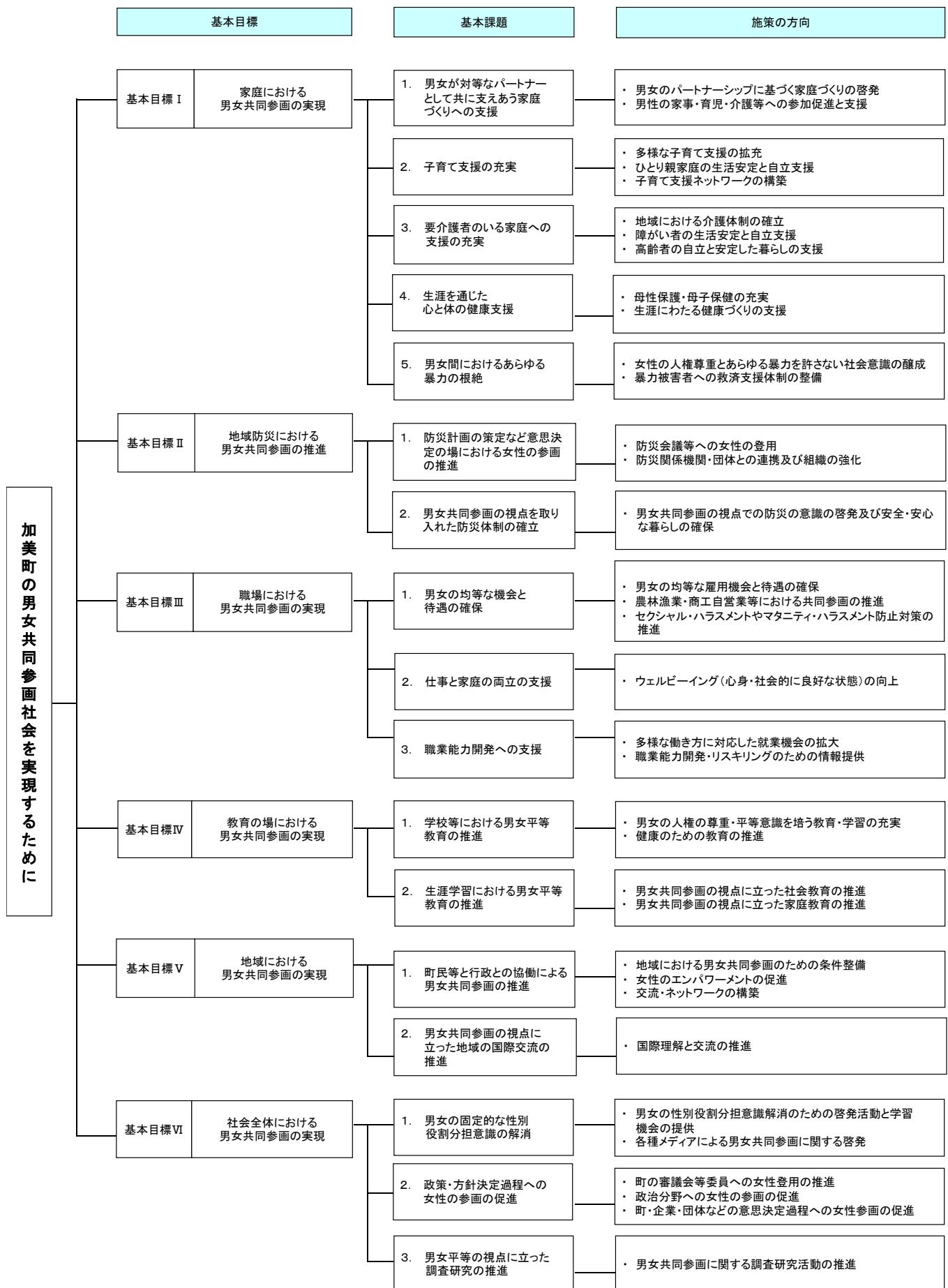
◆目標値に加えて、次の項目について把握し、男女共同参画の状況の参考とします。

項目	現況値 (令和6年)
「社会通念やしきたり」「法律や制度」「政策を決定する場」における男女の地位の平等感 ※1 「平等である」「どちらかといえば平等である」人の割合	
「社会通念やしきたり」	43.9%
「法律や制度」	57.1%
「政策を決定する場」	44.8%
「学校教育」における男女の地位の平等感 ※1 「平等である」「どちらかといえば平等である」人の割合	78.3%
「家庭生活」における男女の地位の平等感 ※1 「平等である」「どちらかといえば平等である」人の割合	62.2%
「地域活動・ボランティア活動に参加していない」人の割合 ※1	55.3%
行政区長に占める女性の割合	0.0%
女性消防団員の割合（全体 549名 女性団員4名）	0.7%

小中学校 P T A 会長に占める女性の割合	20. 0%
合計特殊出生率	0. 92
出生数	74 (R6 年度)

※1 は、令和6年「第三次加美町男女共同参画プラン」策定に伴う町民意識調査より

○計画の体系



○施策の方向、事業及び事業内容

基本目標 I 家庭における男女共同参画の実現

基本課題 1 男女が対等なパートナーとして共に支え合う家庭づくりへの支援

施策の方向	事業	No.	内容	担当課
(1) 男女のパートナーシップに基づく家庭づくりの啓発	家庭における男女共同参画の促進に向けた啓発活動の促進	1	家庭での役割と責任は、性別によるものではなく男女双方が担うという認識を浸透させる啓発活動を行います。 ●男女共同参画に関する各種講座等の開催	生涯学習課 企画財政課 こども家庭課
(2) 男性の家事・育児・介護への参加促進と支援	男性のための家事・育児・介護等の講座の開催	2	男性の家庭生活への参画が容易にできるよう、知識や技術等の習得を目的とした講座を開催します。 ●男性が参加しやすい開催日時の設定 ●男性を対象とした家事・育児・介護等の講座の実施 ●男性の自立支援に向けた講演会等の開催	生涯学習課 こども家庭センター 地域包括支援センター
	父と子の活動機会の充実	3	男性の仕事中心のライフスタイルを見直し、子育てに参加できるよう、子どもと一緒に参加できるイベントや講座を開催します。 ●父と子を対象としたワークショップや講座等の開催	生涯学習課 こども家庭センター

基本課題 2 子育て支援の充実

施策の方向	事業	No.	内容	担当課
(1) 多様な子育て支援の拡充	保育サービスの充実	4	親の就労形態が多様化する中で、低年齢保育や一時保育などの要望に対応した保育サービスの充実と、放課後の低学年児童の放課後児童クラブ（学童保育）の体制の整備を図り、安心して子育てと仕事の両立ができるようサービスの充実を図ります。 ※「加美町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係施策を推進 ●延長保育の実施 ●一時預かり保育の実施 ●乳幼児保育の充実 ●低年齢児保育の充実 ●保育士の確保	こども家庭課
	子育て支援サービスの充実	5	子育てと仕事の両立支援とともに、専業主婦（夫）の子育て支援や、子育てサークルの育成等に対応した専門施設として、子育て支援センターの充実を図ります。 ※「加美町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係施策を推進 ●地域子育て支援センターの拡充と機能充実 ●子育て講座の開催 ●夫婦で参加しやすい事業の検討	こども家庭課
	児童健全育成事業の推進	6	子育てに関する相談が気軽にできるよう、子育て支援員などの相談体制の充実を図ります。 ※「加美町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係施策を推進 ●子育て相談の充実	こども家庭課
		7	放課後児童クラブ（学童保育）以外にも身近な地域で子どもが自主的に活動できる子どもの遊び場や居場所づくりの整備を図ります。 「加美町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係施策を推進 ●放課後児童クラブ（学童保育）の充実 ●児童館等の機能強化	こども家庭課

	児童虐待防止対策の充実	8	安心、安全パトロールとの連携を図り、地域から虐待防止の対策に努め、未然防止を推進します。 ※「加美町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係施策を推進 ●子ども虐待防止ネットワークの充実 ●児童虐待に関する相談・指導の実施 ●児童虐待防止対策の啓発	こども家庭センター
(2) ひとり親家庭の生活安定と自立支援	各種助成制度等の経済的支援の充実	9	経済的に厳しい状況にある家庭への各種助成制度等の周知を図り、自立支援のための経済的支援を行います。 ※「加美町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係施策を推進 ●児童扶養手当 ●母子・父子家庭医療費助成 ●県等の関係機関の各種助成制度等の周知	こども家庭課
	生活上の課題解決のための情報提供と相談体制の充実	10	民生委員など各種相談員との連携を図り、社会的自立のための相談体制の充実を図る。 ※「加美町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係施策を推進 ●生活・子育て相談の充実	こども家庭課
(3) 子育て支援ネットワークの構築	子育て自主サークル等への活動支援および人材の育成	11	同じ悩みを持つ親同士が相談し合える子育てグループ活動への支援および育成を行う。 ※「加美町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係施策を推進 ●子育て広場・サークル活動への支援 ●子育てボランティア活動への支援 ●子育てサポートー等育成研修	こども家庭課

基本課題3 要介護者のいる家庭への支援の充実

施策の方向	事業	No.	内容	担当課
(1) 地域における介護体制の確立	介護保険制度の円滑な運営	12	在宅サービスや施設整備をはじめ、質の高い介護サービスの向上に努めるとともに、介護に関する情報提供や相談体制の充実に努め、介護保険制度の円滑な運営を図ります。 ※「加美町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、関係施策を推進 ●介護サービスの充実 ●保健・福祉サービスの充実	高齢障がい福祉課 (障がい福祉係)
	地域全体で高齢者を支える意識の醸成	13	地域福祉に関する情報提供を行うとともに、地域で高齢者を支えるための意識の醸成を図ります。 ※「加美町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、関係施策を推進 ●地域福祉講座等の開催 ●介護研修等の開催	地域包括支援センター
	家族介護者への支援	14	介護の立場に立った訪問指導や保健サービス、ショートステイ等の介護保険対象サービスや福祉サービスを提供し、介護の長期化等に伴う身体的・精神的負担の軽減を図ります。 ※「加美町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、関係施策を推進 ●介護者への情報提供 ●介護相談の充実 ●家族介護者交流事業の開催	地域包括支援センター 高齢障がい福祉課 (障がい福祉係)
	男性対象の介護研修会等の開催	15	介護は男女が共同で担うという男性への意識醸成と介護方法の習得を図ります。 ※「加美町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、関係施策を推進 ●男性が参加しやすい学習の場の提供	地域包括支援センター

	介護を担う人材の育成・確保	16	保健・医療・福祉等の関係機関の連絡強化を図る一方、福祉従事者やボランティア団体等の人材確保と資質向上に向け、研修等を通じ人材の育成と確保に努めます。 ※「加美町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、関係施策を推進 ●ボランティア研修会等の開催	地域包括支援センター
(2) 障がい者の生活安定と自立支援	障がい者に配慮したやさしいまちづくりの推進	17	建築物や道路、公園や公共施設等に対して、障がい者にやさしいまちづくりを進めるための環境整備を進めます。 ※「加美町障がい者計画」に基づき、関係施策を推進 ●公共施設等のバリアフリー化の推進	高齢障がい福祉課 (障がい福祉係)
	社会参加の促進と支援	18	社会活動への障がい者の参加を容易にするため、障がい者に配慮した各種イベント等の工夫を図る。また、企業・関係機関との連携を図り、就労支援を行います。 ※「加美町障がい者計画および障がい福祉計画」に基づき、関係施策を推進 ●就労支援事業の実施 ●各種・講座等の開催	建設課 高齢障がい福祉課 (障がい福祉係)
	地域住民との交流機会の充実	19	障がいを持つ持たないにかかわらず、共に参加できる文化・スポーツ大会などの開催により、交流・ふれあいの場を広げ、相互の交流を促進します。 ※「加美町障がい者計画」に基づき、関係施策を推進 ●福祉まつり・スポーツ交流事業等の開催	高齢障がい福祉課 (障がい福祉係)

(3) 高齢者の自立と安定した暮らしの支援	高齢者保健福祉事業の推進	20	高齢期の男女が健康で自立した生活が送れるよう保健と福祉の一体的連携体制を強化し、支援します。 ※「加美町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、関係施策を推進 ●保健・福祉サービスの充実	地域包括支援センター
	高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進	21	高齢者の就労や様々な社会活動へ参加できる機会をつくります。 ※「加美町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、関係施策を推進 ●老人クラブ活動の推進 ●ボランティア活動の推進 ●シルバー人材センターとの連携強化	ひと・しごと推進課 高齢障がい福祉課 (障がい福祉係)
		22	高齢者の生きがいづくりのための生涯学習やスポーツ教室等の開催や老人クラブ等の組織やグループで活動している人々に対して支援を行います。 ※「加美町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、関係施策を推進 ●各種教室・講座等の開催	地域包括支援センター 生涯学習課

基本課題4 生涯を通じた心と体の健康支援

施策の方向	事業	No.	内容	担当課
(1) 母性保護・母子保健の充実	母性保護の重要性と正しい認識のための啓発	23	妊娠・出産など母性の正しい知識の普及とその重要性について啓発を行います。 ※「加美町健康増進計画行動計画」に基づき、関係施策を推進 ●母性保護の啓発	こども家庭センター
	妊娠・出産に関する母子保健体制の充実	24	妊娠・出産に関する安全性と快適性を確保するため、検診や相談をはじめとする母子保健体制の充実を図ります。 ※「加美町健康増進計画行動計画」に基づき、関係施策を推進 ●妊娠・出産に関する相談体制の充実 ●母子手帳交付時相談 ●初めてパパの育児ガイドの配布 ●夫婦で参加しやすい学習の場の検討 ●新生児訪問の実施	こども家庭センター
	ライフステージに応じた心身の健康支援に関する情報の提供と相談の充実	25	女性特有の健康上の問題に対しての相談体制の充実やリップロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を広く啓発します。	こども家庭センター

(2) 生涯にわたる健康づくりの支援	健康管理意識の啓発	26	若いときから男女が自分の健康に关心を持ち、健康は自分がつくるという意識が持てるよう啓発を行います。 「加美町健康増進計画行動計画」に基づき、関係施策を推進 ●健康づくりの啓発事業の推進	保険健康課 (健康推進係)
	保健施策の総合的な推進	27	市民の自主的な健康づくりへの支援と整備・充実に取り組みます。 「加美町健康増進計画行動計画」に基づき、関係施策を推進 ●若い世代や働いている人が参加しやすい開催方法の検討	保険健康課 (健康推進係)
	健康づくりの機会の提供	28	スポーツ教室や体力測定、健康教室等を通じて市民の健康づくりを推進します。 「加美町健康増進計画行動計画」に基づき、関係施策を推進 ●各種健康教室等の開催	保険健康課 (健康推進係)
	健康管理に関する相談体制の充実	29	個別に抱える健康に関する悩みへの適切なアドバイスができるよう、相談体制の充実を図ります。 「加美町健康増進計画行動計画」に基づき、関係施策を推進 ●健康相談等の充実	保険健康課 (健康推進係)

基本課題5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

施策の方向	事 業	No.	内 容	担当課
(1) 女性の人権尊重とあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成	暴力を許さない意識醸成のための啓発活動の推進	30	夫や恋人・パートナーなどの親密な関係にある男性からの暴力は、個人的な事柄ではなく、人権侵害であり犯罪であるとの認識を浸透させるため、さまざまな機会を通じて啓発を行います。 ●DV防止に関する啓発事業の充実 ●女性への暴力についての意識・実態調査	こども家庭センター 企画財政課 町民課
(2) 暴力被害者への救済支援体制の整備	暴力被害者等の相談体制の充実	31	DV被害者の相談に迅速かつ適切に対応できるような体制づくりを進めます。 ●DV相談窓口の明確化 ●女性に対する暴力についての各種相談員・行政職員の研修会の開催	こども家庭センター 企画財政課 町民課
	緊急一時保護及び自立支援体制の強化	32	被害に遭っている女性の避難場所の確保など、被害者の保護に努め、関係機関との連携を図り自立支援のための体制の整備を進めます。 ●DV救済のための関係機関とのネットワーク化の推進	こども家庭センター 企画財政課 町民課

基本目標Ⅱ 地域防災における男女共同参画の実現

基本課題1 防災計画の策定など意思決定の場における女性の参画の推進

施策の方向	事業内容等				担当課
	事業	No.	内 容		
(1) 防災会議等への女性の登用	防災会議等への女性の登用	33	防災分野への女性の意見や考えを反映させるため、委員会等の委員に女性を積極的に登用します。		危機対策課
	災害時における女性の自主防災指導員の育成	34	国や県などが行う研修会等へ派遣を進め、女性リーダーの育成を進めます。 ●自主防災指導員養成講座への参加促進		危機対策課
(2) 防災関係機関・団体との連携及び組織の強化	防災関係機関・団体との連携及び組織の強化	35	防災の現場における女性の参画拡大のため、関係機関や団体と連携し、女性が活動しやすい環境の整備に努めます。		危機対策課

基本課題2 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

施策の方向	事 業	No.	内 容	担当課
(1) 男女共同参画の視点での防災意識の啓発及び安全・安心な暮らしの確保	防災意識の啓発および相談・支援体制の整備	36	東日本大震災を教訓として、男女共同参画の視点での防災意識の啓発や、災害時において男女共に安心して暮らせるような相談・支援体制づくりに努めます。 ●防災意識の啓発 ●災害時における悩みや女性に対する暴力等に関する相談・支援体制の整備	危機対策課

基本目標Ⅲ 職場における男女共同参画の実現

基本課題1 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

施策の方向	事業	No.	内容	担当課
(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の周知徹底	37	事業主に対して雇用機会均等法や女性活躍推進法などの内容の周知を図り、雇用差別をなくすよう啓発を行います。 ●各種制度の周知 ●非正規雇用労働者等の雇用条件の明確化と労働条件の改善についての啓発	ひと・しごと推進課
	労働・就業に関する相談体制等の充実	38	関係機関と連携し、事業主と就労者の双方に対応できる、雇用機会や就業条件に関する相談や情報提供、健康に関する相談体制の充実を図ります。 ●雇用・就労情報の提供 ●ハローワーク、町商工会等との連携	ひと・しごと推進課
	企業における女性の管理職等への登用と職域拡大（再掲）	39	企業に対して、意思決定過程への女性参画および管理職への登用などを促すための啓発活動を行います。 ●ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取り組み）の普及啓発および情報提供	企画財政課 ひと・しごと推進課
(2) 農林漁業・商工自営業者等における共同参画の推進	女性の経営参画を促進するための意識啓発及び支援	40	家族従業者の労働に対する適正評価の促進と、女性が対等なパートナーとして経営活動及び方針決定に関わっていくための意識の啓発に努めます。 ●労働条件に関する意識啓発 ●生産技術や経営管理能力向上のための講座などの情報提供 ●各種団体における女性役員の登用促進の啓発	農林課 農業委員会事務局 商工観光課
	起業に関する情報提供・相談及び支援	41	地域資源を基盤に起業を希望する女性への、情報提供及び支援を推進します。 ●起業に関する情報の提供と支援	農林課 ひと・しごと推進課
	家族経営協定締結の促進	42	女性の役割と貢献に対して適正に評価がなされ、経済的な自立が図れるよう、家族経営協定の普及や社会保障制度の普及啓発を進めます。 【家族経営協定締結農家数 55戸以上】 ●家族経営協定の普及促進 ●女性指導者の育成（認定農業者・農業士など）	農林課 農業委員会事務局
(3) セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止対策の推進	セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止の啓発	43	セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるため、啓発・学習活動を行います。また、事業主等へ未然防止のための取り組みがなされるよう働きかけるとともに、情報提供など取り組みへの支援を行います。 ●事業主を対象としたセクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの正しい理解と防止策についての啓発 ●相談体制の整備	ひと・しごと推進課

基本課題2 仕事と家庭の両立の支援

施策の方向	事業	No.	内容	担当課
(1) ウェルビーイング（身心・社会的に良好な状態）の向上	育児・介護休業制度の普及拡充および育児・介護休業制度を利用しやすい環境づくりの促進	44	関連機関との連携の下に事業主や就労者に対し、育児・介護休業法などの周知を徹底するとともに、休業の取得促進のための啓発を行います。	ひと・しごと推進課 企画財政課
	仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発	45	事業主や就労者に対し、関連機関との連携の下に事業主や就労者へ、多様な働き方を選択することができるような労働環境の整備、長時間労働の抑制等働き方の見直し、男性の家事・育児への参画など、仕事と生活の調和に関する意識の啓発を広く進めます。	ひと・しごと推進課 企画財政課

基本課題3 職業能力開発への支援

施策の方向	事業	No.	内容	担当課
(1) 多様な働き方に対応した就業機会の拡大	就業および起業等に関する相談・情報提供の充実	46	男女が多様で柔軟な働き方が選択できるように、関係機関と連携しながら、パートタイム労働をはじめとする様々な労働形態や起業について情報提供を行います。 ●パートタイム労働、派遣労働、テレワークなどについての情報の提供 ●ハローワーク、町商工会等との連携強化 ●起業等に関する情報の提供と支援	ひと・しごと推進課
	就業に関する学習機会の充実	47	女性が働く場で、その能力を十分に発揮できるよう、関係機関が開催する労働条件や就業に関する学習機会を利用し、就業支援を行います。 ●関係機関が開催する各種講座情報の提供	ひと・しごと推進課
(2) 職業能力開発・リスキリングのための情報提供	資格や技能取得のための情報提供	48	就業を望む女性が希望する職業に就き、職業選択の幅をさらに広げることができるように、仕事に必要な資格や技術などの情報収集を図り、情報提供が速やかに行える体制づくりを進めます。 ●町広報紙・ホームページによる情報提供 ●国や県など関係機関における講座情報の提供	ひと・しごと推進課

基本目標IV 教育の場における男女共同参画の実現

基本課題1 学校等における男女平等教育の推進

施策の方向	事業	No.	内容	担当課
(1) 男女の人の権の尊重・平等意識を培う教育・学習の充実	地域と学校が協働で取り組む男女平等の意識づくり	49	地域の人材を幅広く活用し、地域の良さを活かした男女平等教育の推進を図ります。 ●男女の共同参画によるさまざまな体験学習等の推進	教育総務課
	男女の人権の尊重・平等意識、多様な性についての教員・保護者への啓発	50	教育に携わるすべての人に対して、男女平等、男女共同参画の理念が理解されるよう、研修の充実を図ります。また、保護者に対する男女平等の意識啓発を積極的に行うとともに、家庭における男女平等教育の情報提供を行います。あわせて、多様な性に関する情報提供も行います。 ●教職員への男女共同参画・男女平等などの研修の充実 ●保護者への啓発	教育総務課
	男女平等、共同の視点に立った生活、学習、進路指導及び教材等の充実	51	男女平等や個性尊重の視点で全教科、全領域において学習内容や指導方法の工夫、研究し、男女の別なく個性や能力に応じた適切な指導を行います。 ●学校における男女平等、人権尊重教育の充実 ●学校における制度や慣行の見直し ●男女混合名簿導入の推進 ●進路指導の充実	教育総務課
(2) 健康のための教育の推進	性に関する学校や社会での教育・学習機会の充実および相談体制の整備	52	児童・生徒が発達段階に応じた性に関する知識を身につけ、性の尊重に基づく行動がとれるよう、思春期における学習機会の充実および相談体制の整備を図ります。あわせて、多様な性に関する情報提供も行います。 ●性に関する正確な知識の普及と互いの人権尊重を基本とした意識啓発 ●思春期講座等の開催 ●教師に対する性教育指導方法の研修の充実 ●性教育の充実 ●相談体制の整備	教育総務課

基本課題2 生涯学習における男女平等教育の推進

施策の方向	事業	No.	内容	担当課
(1) 男女共同参画の視点に立った社会教育の推進	男女共同参画についての学習機会の提供	53	多くの市民が男女共同参画について学習ができるよう学習機会の拡大を図り、市民が各世代に即した学習実践の積み重ねができるよう学習内容や方法の充実を図ります。あわせて、多様な性に関する情報提供も行います。 ●若年層への学習機会の提供 ●男女共同参画に関する各種講座等の開催	生涯学習課 企画財政課
	社会教育指導者・支援者の育成	54	社会教育指導者自身が男女共同参画社会についての知識と理解を深め、助言や指導ができるよう人材の育成を図り、男女共同参画社会づくりの活動の支援を行います。 ●社会教育指導者・支援者の育成の研修会の開催	生涯学習課
	生涯にわたる学習・スポーツ活動の機会の充実	55	学習やスポーツ活動を促進するため、ライフスタイルに応じた内容や時間設定などに配慮し、男女が共に活動に参加しやすい学習・スポーツ活動の機会を提供します。 ●各世代に即した学習やスポーツ活動の機会の提供	生涯学習課
	社会教育に関する情報提供の充実	56	情報が広く市民に伝わるよう、ホームページや広報など各種媒体を通して情報提供を充実させます。 ●各種講座の情報提供	生涯学習課
	これまでの経験や学習の成果を活用したボランティア活動の推進	57	体験や経験により会得した知識や技術等を活用したボランティア活動を通して、男女の地域参加を促します。 ●ボランティア指導者に対する啓発・研修会の開催 ●ボランティア活動の啓発	生涯学習課

(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	男女共同参画の視点に立った家庭教育のための学習機会の提供	58	家庭内の男女の役割分担の見直し、男女平等の意識醸成を図り保護者が自らジェンダーにとらわれない生き方、子育てが行われるよう男女共同参画の視点に立った講座等を開催します。あわせて、多様な性に関する情報提供も行います。 ●性別に偏らない、家庭教育講座等の開催 ●相談体制の充実	生涯学習課
			こども家庭課	

基本目標V 地域社会における男女共同参画の実現

基本課題1 町民等と事業者と行政との協働による男女共同参画の推進

施策の方向	事業	No.	内容	担当課
(1) 地域社会における男女共同参画のための条件整備	地域活動での共同参画促進	59	地域活動への男女共同参画を促すとともに、性別による役割分担意識の解消を図り、行政区やPTA等の地域団体の意思決定の場へ女性が参画できるような風土づくりを進めます。 ●地域活動の活性化に向けた女性役員の登用促進 ●各種行事等に男女が共に参画できる方策の検討と機会の拡大	全課対象
	地域活動への積極的参画に向けた意識啓発	60	働き方を見直し、男女が相互協力の下に、家庭・職場・地域のバランスのとれた豊かなライフスタイルを実現し、地域活動への積極的参画に向けた意識啓発を行います。 ●町広報紙・ホームページによる情報提供	企画財政課
	町民活動に対する支援体制の整備	61	ボランティア活動やNPO活動等への参画促進を図るための情報提供や、様々な町民活動に関する情報の提供を促進します。 ●町広報紙・ホームページによる情報提供 ●コミュニティ組織の整備	ひと・しごと推進課
		62	町内で活動する社会貢献団体等の活動への支援や学習機会の提供等、活動団体への支援の充実を図ります。	ひと・しごと推進課
	事業者への男女共同参画に関する意識啓発	63	男女共同参画についての正しい理解と事業者等が果たす役割・責任について意識啓発を行います。	企画財政課 ひと・しごと推進課
		64	町民の地域活動を促進するため、企業等へのボランティア休暇制度の導入を働きかけます。	企画財政課 ひと・しごと推進課
(2) 女性のエンパワーメントの促進	女性のエンパワーメントを高める機会の提供	65	女性の地域リーダーを養成するため、国や県などが行う研修会等へ派遣を進め女性リーダーの育成を進めます。 ●女性リーダー養成講座への参加促進 ●女性職員のエンパワーメント研修への参加促進	全課対象
(3) 交流・ネットワークの構築	男女共同参画関係団体のネットワーク化の推進	66	町内の男女共同参画を推進する団体や個人のネットワーク化を図り、推進体制を構築します。 ●個人・団体・女性団体等のネットワーク化の推進 ●情報交換や交流の場の提供	企画財政課 ひと・しごと推進課 生涯学習課

基本課題2 男女共同参画の視点に立った地域の国際交流の推進

施策の方向	事業	No.	内容	担当課
(1) 国際理解と交流の推進	国際交流事業の充実	67	異文化を尊重し、互いの理解を深めるため、国際交流活動団体などと連携を図り、交流機会の拡充や、相互理解を深める情報提供や学習機会の提供に努めます。	ひと・しごと推進課
	町内在住外国人女性に対する情報提供と相談体制の整備	68	町内に住む外国人女性が生活しやすいよう県や関係機関と連携し、気軽に相談できる体制づくりの整備を図ります。 ●外国人のための生活適応支援事業の推進	企画財政課 市民課 こども家庭センター 教育総務課

基本目標VI 社会全体における男女共同参画の実現

基本課題1 男女の固定的な性別役割分担意識の解消

施策の方向	事業	No.	内容	担当課
(1) 男女の性別役割分担意識解消のための啓発活動と学習機会の提供	男女共同参画に関する各種講座や講演会、学習機会の拡充	69	男女共同参画社会についての正しい理解と性別役割分担意識の解消に向けた啓発事業を行います。 ●講演会・講座等の開催	企画財政課 生涯学習課
	各種行事等に男女が参画しやすい環境整備の促進	70	各種行事にどちらかの性に偏ることなく男女が共に参画できるよう開催方法の検討と、機会の拡大を図ります。 ●男女が参加しやすい開催方法等の検討 ●講演会や会議等の開催時における託児サービスの開設	全課対象
(2) 各種メディアによる男女共同参画に関する啓発	役割分担意識に基づく慣行・固定観念の見直しを図るための、広報誌、ホームページ等による啓発活動の強化	71	町民の意識を深めるため、ホームページ上及び広報紙に男女共同参画についての取り組みや情報を提供し啓発を行います。	企画財政課

基本課題2 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

施策の方向	事業	No.	内容	担当課
(1) 町の審議会等委員への女性登用の推進	女性のエンパワーメント学習機会の充実	72	女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくための研修会への参加を促します。 ●宮城県や仙台市などが開催する女性エンパワーメント研修会への参加促進	企画財政課
	各種審議会等への女性の登用推進	73	町の政策・方針決定の場に女性の意見を反映させるため、審議会等の委員に女性を積極的に登用します。 ●委員の登用方法の検討 ●町審議会等委員への女性登用状況調査の実施・公表 【女性登用率 目標値40%】	全課対象
	女性登用ゼロ委員会の解消	74	町の政策・方針決定の場に女性の意見を反映させるため、女性を積極的に登用し、女性のいない審議会の解消を目指します。 ●委員の登用方法の検討 【女性のいない審議会等の数 目標値0】	全課対象
(2) 政治分野への女性の参画の促進	政治分野に関する広報・啓発活動の充実	75	女性が政治の場で活躍できるような社会風土づくりや町政への女性参画を促進するため、啓発活動を進めます。 ●女性の議会傍聴の促進 ●選挙啓発の充実	総務課 議会事務局

(3) 町・企業・団体などの意思決定過程への女性の参画の促進	町職員における女性の管理職等への登用と職域拡大	76	個人の能力や適正に基づき、管理職や役職への女性の積極的な登用を進めます。 ●管理職に占める女性職員の登用状況調査の実施・公表 ●庁内各種プロジェクトチーム等への女性職員の登用 ●女性職員の研修会等への積極的派遣 ●性別にかかわりなく能力を発揮できるシステムづくり 【町管理職における女性の割合 目標値：25.0%】	総務課
	企業における女性の管理職等への登用と職域拡大	77	企業に対して、意思決定過程への女性参画および管理職への登用などを促すための啓発活動を行います。 ●ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取り組み）の普及啓発および情報提供	ひと・しごと推進課

基本課題3 男女平等の視点に立った調査研究の推進

施策の方向	事 業	No.	内 容	担当課
(1) 男女共同参画に関する調査研究活動の推進	男女共同参画に関する調査研究および職員研修の充実	78	町民、企業等への意識調査等を実施し、実態把握に努めます。また、男女共同参画の視点を持って各分野の施策や事業を行えるよう町職員への研修の充実を図ります。 ●男女共同参画（社会慣行・生活文化・男女平等など）についての意識・実態調査の実施 ●男女共同参画に関する研修会の開催	企画財政課

第三次加美町男女共同参画プラン
令和8年 月

編集発行／加美町企画財政課
〒981-4292
宮城県加美郡加美町字西田三番5番地
電 話：(0229) 63 - 3115 (直通)
F A X：(0229) 63 - 2037
E-mail : kikakuzaisei@town.kami.miyagi.jp